



としは今一月までの統計数字で七・二ですか、これが八九百のうちかどかということです。けれども、今のような程度の努力でもって民間の宅配便との競争に勝てるかどうか、この辺についてはどういうふうなお感じをお持ちですか。

○政府委員(高橋幸男君) 私ども百年以上にわたり培ってきた郵便のネットワークという非常に大きな財産があるわけでございます。またその財産に裏打ちされました国民の信頼というのも強いわけでございます。したがいまして、そういう郵便のネットワークというものを基盤とした増収対策ということが基本にあるだらうと思います。御承知のとおり、郵便事業は全国津々浦々までこの郵便を送達する、郵便小包を届けるというふうなシステムができ上がっておりまして、民間の場合と比較して申し上げるのはいかがかと思いますけれども、やはりこういう資産をもととしたサービスに心がけるということが肝要かと考えているところでございます。今後、私どもも精いっぱい創意工夫を凝らしまして、民間の宅配業、勝ち負けという問題は別といたしまして、郵便事業というものが本当に健全な形で運営できるよう施策を講じてまいりたいと考えております。

○大木正吾君 これは質問の最後にしようと思つてはおりますが、例えは料金を上げる環境といふものには今の経済動向からしてはないと思うんですね。そうしますと、やっぱり今の料金の中でサービスの改善あるいはいろんな近代化問題等含めましてやるしかないだろうと思つんです。ただ、国民のイメージの中に、これは私たちみんなそうだと思うんだけれども、やっぱり何か宅急便、宅配便というものが頭に入り過ぎておりますね、旅行しまして旅行先から何か物を家へ送るときには、やっぱり郵便局に行かないで近くにどこか宅急便の扱い店がないかどかとかそんなことをすぐ考えて持つて行つちやう、こういう傾向があるんですね。ですから、その皮のところを一皮むかないと、どうもやっぱり今郵務局長努力された程度のところでは限界がある、こういう感

じがするので、極端なことを言えば、これは私のちょっととゆうべ考えた言葉的なことですけれども、例えは宅配小包郵便とか、何か郵便という言葉が入ればいいわけでしょう、要するにおたくが扱っている問題については。そうすると、あなたどういうふうにこれ登録商標されているかわかりませんけれども、宅配か宅急か、要するに向こうがもし登録してあればそれにかかるものを、やっぱりうちからうちへ届くのだ、こういうふうなものにイメージを変えていかないと、これだけのと言つちや悪いんですが、そういうふうな形でもつてニーズにこたえていく形がとられないなども抜本的な改革にならない、こういう感じがしますので、その辺、郵便局長どういうお考えですか。

○政府委員(高橋幸男君) 郵便小包のイメージといふもの、確かに私どもPR下手と申しますが、そういうこともありますのかかもしれません。確かに、私ども郵便小包のイメージというものがどういう形で定着しているのか、感覚的に申し上げますと何か違うとか、どちらかといえばマイナスのイメージというものが強いんじやなからうかと反省しているところでございます。

特にこの郵便小包の名称、これは明治二十五年以来使用しているところでございますが、古いからいといふもののじやないといふ認識は持つております。現在、小包と言えば郵便小包を指すといふふうな形で定着していること、これも事実だろうと思うんでございますが、民間宅配便との競争も競合関係にございまして、ネーミング、こういうものが商品イメージを左右するということもあるということも承知しているところでございまして、郵便関係商品のネーミングについても工夫をこらす必要があるというふうに考えております。例えば、ことしの夏発行を予定している暑中見舞いはがきのネーミング、このイメージアップを図るために何かいいネーミングはないかというふうなことで、私どもだけで考えるんじやなしに専門家の意見も徴して考えていただきたいというふうに今進めているところでございますし、また郵便小

包につきましても、実は機会あるごとに大臣の方からも、ネーミングについてイメージアップを図るための方策を考えなさいというような指示もいただいているところでございます。

○國務大臣(佐藤文生君) 今の御質問を聞きまして、私、郵政行政の中でも郵便と小包というのがやはり基幹である、こういうことを再認識する必要がある、こう考えまして、先般から郵便局長を中心に関係者に集まつていただきまして小包ならば小包のネーミングを互いに考えて、クロネコやマトとかあるいはペリカンというイメージだけであります。もつて民間の宅配が大変よいサービスをしていく、したがつてそのネーミングをひとつ考えるございます。近いうちに、これはまた先生方も御意見がございましたら出していただきて、私も考えてみたいと思います。それが第一点。

それから第二点は、国鉄とジョイントしまして、将来の各國鉄の駅に国鉄郵便局というもので全国大衆へのサービスに供するということとも一つの考え方である。それから全国の観光地のホテル、旅館に行きますというと、修学旅行の生徒が全部北上して、おせんべつをいたいたいた家族やあるいは親戚に、おせんべつをいたいたいた家庭やあるいは親戚に、海道に行ってお土産を買つ。それをまた持つて帰るよりか、そのお土産品店に郵便局の窓口を置いて、そして決まつたパックの中にお土産を入れて、物を食われる、こういう傾向がで出来ますから、その辺はこれは郵便局長なり大臣どちらでも結構ですが、大臣から伺いましょうか。値上げの問題について当分考えない、こういうふうに受けとめてよろしくうございますか。

○政府委員(高橋幸男君) まず私の方から答弁させていただきたいと思います。

御承知のとおり昭和五十五年度累積赤字が約二

千五百億あつたわけでござります。それを郵便法の改正によりまして料金値上げを認めていただけ、また九十三条というふうな条項をお認めいただきまして、弹力的に料金問題に対処する道が開けたわけでございますが、その後料金値上げ、また関係職員の努力、企業努力等の結果によりまして、年々この二千五百億円の累積赤字を減少することができまして、五十九年度の年度末におきましては累積赤字が八十七億円というところまで縮小させることができます。しかし、六十年度予算におきまして三百五十五億の赤を予定せざるを得なかつたというふうな、事業環境としては厳しい状況にあるわけでござります。しかし他面、御指摘のようにこの料金の問題といふこともあるわけでございますが、この料金値上げの問題につきまして私どもます国民生活への影響といふことを第一義的に考える必要があるだろう、同時に、昨今のこの郵便事業が置かれております環境、競合関係といふもの前提といたしますと、やはりそういう要素、例えは郵便小包につきましては宅配業者の動向等も勘案しなければいけないというふうなことで、御指摘のとおり安易な郵便料金の値上げは許されないという認識を深く持っているところでござります。したがいまして、この料金の問題につきましては私ども、極力避けるべく努力しなければならないという基本認識の上に立つて事業経営に当たつてまいらなければならぬというふうに考えております。

て国鉄料金の値上げという時期がございました。それが改正をされたと大きな原因の中に、適切な時期に適切な料金の値上げがおくれた場合もあつたと私は思います。が、しかし、国民生活に非常に関係する郵便物の料金の値上げについて、常に権力これを避けていくという基本方針をやはり貫くべきであろう、こう思います。

しかし、その前提として機械化なり、あるいは経営の合理化あるいは効率化というものをぎりぎりやりまして、しかも経費の節減も努めるということできりぎりにやつて、どうにもならないとすぐに国民の皆さん方にお詰りするという手段が必要であるんであります。当分の間、料金を値上げするというようなことよりか、ただいま言つたような点に全力を傾倒して、できるだけ料金の値上げを阻止していく、こういう基本方針でやっていきたい、こう思います。

○大木正吾君　官業でありながら一面では現業的なお仕事ですから、競争市場といいましょうか、市場原理に基づく競争環境にあります。大変つらい仕事を担当されていることをよく私たちも承知しているんですが、ただ官業といえどもこれは市場原理ですから、やっぱりサービスがよいところ、安いもの、その方にお客さんは流れでまいりますから、今当分の間という話がありましたが、ぜひ料金値上げについては避けながら、効率化努力等によりましてとにかく民間との競争に負けない状態をつくっていきませんと、行革審の答申じやありませんが、まさしくまた時金、保険、郵便の三事業の分割問題などの話が飛び出さぬとも限りませんから、それについては十分に御留意を願いたい、こう考えております。

次に、局舎問題についてちょっとお伺いいたしますが、予算を拝見いたしますとことしは五十億前後、局舎関係の予算が減になつてゐるわけでござりますけれども、いろんな新しい機械化等の費用がかかったという面もありましようが、これについて主たる理由はどういうところにござりますか。

○政府委員(高橋幸男君) 御指摘のように、六十年度の郵便局舎予算まだ案の段階でござりますが、七百八億円ということで前年度よりも五十億円減少している形になつております。  
私ども、局舎の建てかえなど局舎の整備について必要な経費については予算案の中に盛り込んでいるつもりでございますが、昭和三十年度以降、省の重要施策といたしまして局舎改善に努めてまいりました。非常に局舎の狭隘あるいは老朽化というふうな時代でございましたので、何とかまずそういう環境整備を図る必要があるというふうなことで、借入金をもつてこの局舎の整備に当たつてきましたわけでござります。大規模局等におきましていろいろ所要の改善が図られてきたわけでございますが、おかげさまをもちまして大分前と事情が変わりまして局舎の事情がよくなつてまいりました。それで本当に改善しなければならない局舎については必要な予算を獲得するという方針で臨んだわけでございますが、ただいまも申し上げましたとおり局舎の全体的な改善が非常に進んでまいりまして、前ほどその規模を大きくしてこの整備をする必要がなくなつてきたといふのが実態でございます。  
そういう関係で改善計画規模が縮減されたものでございますが、内容から申し上げますともう大部分局舎の関係の整備が進みましてだんだん整備する箇所数、面積というものが少なくなつてきつつあるという傾向を反映した結果五十億の減少ということになつているものでございまして、予算的に五十億円減少したからといって局舎の改善がおそらくなるというふうな内容のものではございません。  
○大木正吾君 そういう話を承りますと幾らか安心もできますが、大臣、こういうことについてお考えをお聞きしたい問題があるんです。  
例えはNTTが、約一年間になりますけれども、結局世界の相当な上位企業にランギングされまして、そうしてなおかつ国民からモテレホンカードその他で親しみが持たれているわけですね。名称

を考えるときには、たとえばNTTの場合、東京郵政局と同列のものを関東総支社としたが、ただあのときには一番議論が起きたのは現場の一層庶民、国民どつなります出先の電報電話局の名称をどうしようか、まさに言えばやっぱり何かNTTらしく名前に変えちゃいたいと、こういう議論も大分あつたんですね。そういった中で最終的には電報電話局を残したと、こういう経過があるわけですね。これはやっぱり明治以来百十年余りのいわば国民が親しむ電報電話局ですね。同時に昔は、今から三、四十年前には郵便局と電報電話局というものは一緒だったわけですからね。

私はそこでもってこの問題を重視をするんです  
が、郵便局といふものは村役場、学校、駐在所等々に匹敵いたしまして、いわば村や町の方にとりましては極めて親しみやすい、いわば官庁なり、あるいは場所といつてもいいでしょう。そういうこととの二一がずっと伝統的に残っているわけですから、やっぱり郵便局舎の問題についての考え方を少しきめ細やかに考えていくことが必要じゃないかと思うんですね。

せいたくも言いますと、例えば駐車場が欲しいというのも中にはあると思うんですね。これは駐車場が欲しいような町に行きますとなかなか土地が高いございますから、そう簡単にはいかないものがありますよけれども、そういうもの等、庶民がなじみやすいものを見せるとか、あるいは親しみやすい子供の遊び場を近くに持つとか、そういうことも含めてもう少し郵便局といふものが庶民と交流しやすいといいましょうか、親しみやすいものにしていくことが大事な問題じゃないか。こういう感じがするので、今郵務局长の答えでもって五十億そぞう影響がないぞとこうおっしゃったんですが、私はもう一步を進めまして、むしろ今後の郵便局の構想、局舎の建てかえの構想をする際にはそついたことも含めて国民

が親しめるものにだんだんだんだんだやつぱり新しいものにつくりかえていく、こういったことが大事な問題と、こう思うんですが、どんなものでしようか。

○政府委員(高橋幸男君) 御指摘のとおり、私ども郵便局というものがその地域に親しまれ密着した形で存在しているということ、非常に力強く思つてゐるところでござりますし、また郵便局の業務そのものがまさに地域住民のためにあるというふうなことから、この郵便局が地域に密着したサービスを提供していく、そういうこととのためにそれこふさわしい局舎が必要であるというふうに

考えておられるところでござります。  
したがいまして、郵便局舎といふものを地域の、  
もちろん業務上の需要動向あるいは将来の業務量  
等を勘案して建築していること、これは基本でござ  
いますけれども、最近郵便局につきまして、こ  
の局舎改善をチャンスといたしまして地域との結  
びつきを考慮しながら、例えば地域住民の絵画展  
などに利用できる窓口、ロビーを考えるとか、お  
客様駐車場についても、その地域の実情に応じて  
配意するとかいうふうな考慮を払っているとこ  
ろでございます。

積算出標準というふうなるものも見直す必要がある、だろうというふうなことで、その見直しに入る、着手しつつある段階でございます。いずれにいたしましても、郵便局舎につきまして、今後とも地域のコミュニティーの場としてふさわしいものとしてつくり上げていくよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○説明員(田口好孝君) ただいま郵務局長が申し上げましたようなことでございますが、現代の世の中におきましては、駐車場というのはお客様さんが郵便局に来られる非常に大きな手段になつておりますので、その地域の状況に応じましてお客様に駐車場というのは確保するよう努めており

さいませんで、それこそ買いたい物袋を提げて、買物がてらに寄られるというお客さんも多いわけですが、いろいろな方法で郵便局に来られるいろいろなお客様に対応できるよう窓口といふものを改善していきたいと考えております。ミニユーニティーセンターとして絵画展とか、あるいは地元の物産展とか、そういうものもできるよう窓口に新築それから改修等の機会をとらえまして先生のおっしゃるような施設等も今整備しているところでござります。

○國務大臣(佐藤文生君) ある婦人会の方に名古屋でお会いしましたところが、子供が毎月百円ずつ郵便局に学校の行き帰りに寄って郵便貯金をして、そしてそれが一年後には自動的に郵便局からお母さんの誕生日に何かを贈る、そういうようなことで、郵便局と子供と親しめるということをやつたらどうですかということが婦人団体から出でまいりました。

それから二番目は、観光業者から出たことは、北海道を二十名ぐらいで一周旅行をすると、そのときには、行つたところ行つたところで神社仏閣の判を押して回るのをやめて、今度は郵便局を回るんだそうです。そして、北海道全道ずっと旅行して、郵便局に行つたときに千円ずつ納めて、何か郵便貯金をして、そして判を押して一周して全部で十二冊か十三冊か、そしてどの地域に行つても郵便局がある。これは大人の二十名ぐらいいのグループですが、そういうことをやつたのでこれを全国にぜひ広げてください、こういうふうに観光業者から陳情を受けました。

そういうことで、郵便局に行くことが観光の一つのルートになるという、そういうことも私も初めて聞きまして、もう実際それをやつているグループもあるということと、そういう方々が入りやすい郵便局というものを将来どのようにしていくかということも一つのアイデアとして承つておりましたので、御参考のためにちょっと御披露申し上げまして、いろいろと考えていきたいと、こう思っております。

○國務大臣（佐藤文生君）　ある婦人会の方に名古屋でお会いしましたところが、子供が毎月百円ずつ郵便局に学校の行き帰りに寄つて郵便貯金をして、そしてそれが一年後には自動的に郵便局からお母さんの誕生日に何か贈る、そういうようなことをやつたらどうですかといふことが婦人団体から出てまいりました。

それから一番目は、観光業者から出たことは、北海道を二十名ぐらいで一周旅行をすると、そのときには、行つたところ行つたところで神社仏閣の判を押して回るというのをやめて、今度は郵便局を回るんだそうです。そして、北海道全道ずっと旅行して、郵便局に行つたときに千円ずつ納めて、何か郵便貯金をして、そして判を押して一周して全部で十二冊か十三冊か、そしてどの地域に行つても郵便局がある。これは大人の二十名ぐらいいのグループですが、そういうことをやつたのでこれを全国にぜひ広げてください、こういうふう見えました者、この時もさすがに

○大木正吾君 大臣以下の御答弁でいいと思いますが、一面ではこれは郵政省自身の歴史の中には、恐らく今でも地方の二十万、三十万の中都市などに行きますと、結局二十年前後しかたっていない局舎を建て直しをしなければならない状態のところもあるかもしませんし、現にそういういたものを私は見ているわけです。ですから、やっぱり地域の人口増等を始めた発達調査など、そういうつながりもあるから、大臣おつしやったんですが、まさしく親しまれる郵便局、そして、そのこと自ら身が私はむしろ、大臣がこの間の一般質問でもおつしやつておつたんだですが、二者一体の言えば郵政事業の発展、この基盤、官業でありながら絶対に競争には負けないという、お客様に親しまれる郵政事業、そういうものに仕上げていく根底になる問題だらうと思います。

関連しまして、これはちょっと新聞の切り抜きで失礼なんですけれども、三月二十三日ですか、中郵の建てかえの計画のがちょっとこれは発表になっています。このことはやられるわけですか。  
○政府委員(高橋幸男君) 新聞に載りました東京中央局問題について御説明申し上げます。  
御承知のとおり、東京中央局の改善の問題、一

これは首都圏の郵便システムをどうするかといううな基本問題にかかわることでございまして、数年来実は懸案として検討してきたところでございますが、用地の確保などの問題から今日まで至つてきている問題でござります。今般江東区の新砂に約八万平米の用地が確保できましたので

はなかなかうか、現に横浜集中局あるいは名古屋集中局というふうなことで、中央郵便局とは別な形で郵便物を処理する郵便局をつくるおわけでございますが、東京圏内におきましてもこういうものが必要ではなかろうかといふふうな構想を持っているところでございまして、今、東京中央郵便局の局舎が非常に狭くて、また交通の便その他考えますと、非常に郵便物の処理上問題があるということとで東京中央郵便局を移転するとかなんかということではなく、郵便物の処理をするための郵便局の施設をつくりたいというふうなことを考えているところでございます。

○大木正吾君 大変なこれは事業といいましょうか、費用もかかる計画でござりますから、これはぜひ慎重に——私も遞信委員長をしていたときに中を拝見したこともありますし、中には知った連中も大分おつたんすけれども、そういうた關係もござりますから、ぜひ慎重に扱っていただきたい。

この記事の中には、ちょっと申し上げにくいんだけれども、自民党的結局天野さんの民間活力導入特別調査会が云々と、こういう記事がありまして、やっぱりそいつたのはそれはそれで結構なんですが、そのこととの関係のために何かしやむに引張り込まれて云々ということではなく、あくまで郵政省当局が今の状況あるいは新しく新砂に土地を確保できたから云々という話がありましたが、それだけでも、そいつたやっぱり機能上の問題としまして厳嵩にといいましょうか、しっかりとしたものをつけつてももらいたい、こういうふうに考へている問題点でござります。

質問はこれで最後になりますが、大臣、よく三事業一体というお話をありますけれども、一つ小さな例を引き合いに出しまして質問いたします。

ここでは担当者が全部おられませんかもしませんが、代金引きかえ制度という制度がございまね。これについてなんですが、これは郵便と貯金が関係するお仕事だと思ひますけれども、例えば郵便規則百十六条でございますが、これにより

ますと、結果的には本人に通知をしまして取りに来させる、こういう制度になつてゐるわけであります。むしろこういったものは結果的には、言えは本人が郵貯のネットワーク、オンラインなどで配達をさつとしてしまうという形でもつて、もつと何かそれこそ一体化問題にもうちょっと具体的に踏み込めない問題かどうか、この辺どうなことです。

○政府委員(高橋幸男君) 今、代引き制度を例にして御指摘をいただいたわけでございますが、私どもこの貯金との関係、いわば三事業一体としてサービスできるものについていろいろと考えているところでござります。

例えば、現在ふるさと小包というふうなことで私ども取り組んでおります一つのシステム、これも郵便振替を使う郵便振替で料金を払い込むというふうなシステムでございます。また、この料金の貯金事業の持つ送金あるいはこの決済機能といふうなものを私ども最大限度に生かしたやり方といふものができないだろうかということ、まあ代引き制度にいたしましてもさらにこの貯金の方と一緒にいろいろ研究しまして、簡単に利用できる、またお客様にプラスになるようなサービスができるよう、今後努力して新しい商品の開発に努めていきたいというふうに考えております。

○大木正吾君 大臣に最後にお伺いいたしますが、先ほどの御答弁で考え方の趣旨はわかつたんですが、今回の郵便法の改正問題について私たちは特別に個別な問題について反対する何物もありません。

員から出でてきます。

ということは、郵便物を預かってよりスピーディーに、より的確によりサービスで送るために、この九州と奄岐対馬の間の飛行機便をいま少し増便してほしいとか、あるいは船便を増便してほしいというのが統いて陳情として出てくるわけになります。そういうふうに、取り巻く環境は厳しいと。しかし、第一線の職員は何としてもこれを守つていきたいという気持ちが横溢しているんで、それにこたえるための努力を私どもはしているかなくちやならぬと、こういうふうに思つております。

○片山基市君 郵便法等の一部改正については、内容的に賛成の立場であります。なぜならば、このようなサービス改善は二、三年前からやるべきであつて、今ごろ手をつけておる。大体政令でやつたらいい程度のものであります。余り法律といつても大したことはありません。独占でやつておるし、法律の威儀を保つためにやつておる程度であります。そういう意味で、まあこういう後手後手になるようなことはやめて、これからしっかりと頑張つてもらいたいと思います。

そこで大臣が提案説明のときの理由に「郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため」とありますが、事業の現状、特に最近の郵便利用の動向について説明をしてください。

○政府委員(高橋幸男君) 郵便事業の現況と動向について御説明申し上げます。

過去の郵便物数の推移を見ますと、経済の変動、高度成長というふうな時期もあつたわけでござりますが、そういうものを反映いたしまして三十年代には年平均約七・一%、四十年代には年平均四・五%というふうな形で伸びてまつてきておりまます。しかし、五十年代に入りまして経済の低成長あるいは二回にわたる料金改定等の影響もございまして、伸び率は年平均一・七%というふうな形で鈍化してまつてあります。最近の、五十

五年度の料金改定以降についで見てみると、五十六年度は若干減少はいたしましたけれども、五十七年から五十九年度、年平均三・八%の伸びとなりました。六十年度につきましても、二月までございますが、累計から見てまいりますと二・七%の増という形で推移しております。しかしながら、この郵便物の種類別に見てみると、小包を始め書留、速達、外國あて郵便物等は減少ないし伸びが鈍化しているという傾向が見られます。

私ども今後、この電気通信メディアの一層の普及発展が見込まれるなど、また宅配業の台頭等事業を取り巻く環境が一段と厳しくなるものだろうといふに予想しているわけでございますが、しかし一方、我が國の国民一人当たりの郵便利用通数等を見ますと、世界的に見て第十八位というふうなところにござりますし、水準としてはこれからまた伸び得る状態にあるのではないかとうかというふうに考えております。

○片山基市君 今局長の方からお話をましたけれども、通信手段の多様化もありますし、さまざまなものもありましょうけれども、郵政事業としてどの部門を一番伸ばしていく主軸にされるつもりですか。

○政府委員(高橋幸男君) やはり私どもこの郵便事業の今後の運営に当たりましては、基本となります通常郵便物、これが主体であるということは論をまたないところであります。やがて存じますが、やはり民間との競合関係というふうなこともあわせ考えますと、そういう面への配慮も必要かと思ひます。

しかしいずれにいたしましても、郵便というものが国民生活にとって不可欠なものであり、また全国津々浦々まで及ぶ郵便局を通じてのサービスの提供であるということを考えましたときに、やはり安定した経営というものを基盤とした中で、最低のと申しますか、基本的な通信手段としての役割を果たすべくサービスの充実に努めてまいります。それで、百万遍言いませんけれども、先ほど大木委員の方からも話がありましたが、民間ではどういうように信書が流通しておるが、情報通信の中の、電気通信いやなくて、郵便の方の信書の関係はどういうよに行き来しておるのか。

それで、百万遍言いませんけれども、先ほど大木委員の方からも話がありましたが、民間ではどういうように信書が流通しておるが、情報通信の中の、電気通信いやなくて、郵便の方の信書の関係はどういうよに行き来しておるのか。

○片山基市君 そうすると、大臣に聞きますが、通常郵便物というのは市場開放されておつてどちらがやってもいいと、競争参入してもよろしいとお考へですか。

○政府委員(高橋幸男君) 通常郵便物というよりは、郵便法で信書の送達についてはこれは郵政省が独占で行うということとされておりまして、だれでもがやっていいというものではございません。

番信頼できるものは郵便局であるという先ほど大木先生のおっしゃったような形のものをつくつてもらいたいと思います。

そこで、昭和五十九年度の郵便物数の対前年度比は二・二%の微増であります。需要の多いはがきがマイナス〇・五%です。この傾向が続くとすれば問題ではないだろうか。特にはがき需要を喚起する新しい方法を検討される必要があるんじゃないかと思いますが、はがきは便せんも要らないし封筒も要らないし、書けば筆、俳句は七文字あたりを書けばきちんと意思が通るようなもので、三十一文字でも通る有名な歌がたくさんあります。併せて、俳句もありますが、旅ごとにそういうことができるようなものでありますから、そのお客様の使われる通常郵便物の中で、基本的には封書の通常郵便物、書留郵便物、はがきといふもののが国民から利用されるようなことについて、もう一度どういう取り組みをされるのか聞いてみたいんです。

○政府委員(高橋幸男君) 御指摘のように、最近第二種郵便物がやや減少の傾向にござります。また、ただいまも御指摘いただいたわけでございますが、はがきは簡便な通信手段であつて、古くから親しまれてきているものであつて、私どもこの減少の傾向につきまして重大な関心を払っているところです。

はがきの需要喚起につきましては、私どもいろいろな施策を考え取り組んできましたところでございます。例えば、御承知のとおりお年玉つき年賀はがきであるとか、あるいはことしの夏から取り扱いたいと考えておりますくじ引き暑中見舞いはがき、あるいは広告つきはがき、エコーアイテム入りはがきの発行など、積極的に取り組んできたつもりでございます。

また最近では、母の日であるとか父の日であるとか敬老の日であるとかという国民的な行事に合わせて手紙、はがきを差し出すようキャンペーンを実施しているところでございますし、このほか、はがき作文コンクール、あるいははがきで選ぶ観

光百選というふうなことで、東北、近畿、九州などの各郵政局の施策としていろいろ実施しているところでございます。今後とも私どもこのはがきの需要あるいは手紙の需要の掘り起しのためいろいろな施策、キャンペー等を積極的に展開してまいりたいと思っております。そこで、暑中はまだまだふえる様子であります。そこで、暑中はまだまだふえる様子であります。そこで、年賀はがきは大変な売れ行きで、年賀はがきについてはせんたつてのような形式で出されている。年賀はがきを受け取つたけれども忌中であつたり、受け取つた後返事を出すときに、年賀はがきでなくて寒中見舞いのような形で出せば非常に都合がいい、十日、二十日おくれというのがありますから。暑中見舞いがあるなら寒中見舞いはがきというふうなものをつくつて宣伝をしてみたらどうか。利用者は初め少ないけれども、よければどんどんこれができます。今切手がたくさん買つて売れない、こういうことがありますから、むしろそういうことを使ってもらうような条件を具体的に考えておられるか、ひとつもう一度お答え願いたいと思います。

○政府委員(高橋幸男君) ただいまこのはがきの

需要喚起につきまして御説明申し上げたわけでございますが、やはり私どもの基本にござります、先ほど大臣もちょっとお話をされたわけでございますが、手紙離れはがき離れというふうなことの起ころないような施策、例えば「郵便友の会」など小さい若いうちから手紙に親しむというふうな底辺を広げるための施策も積極的に進めてまいりたいと考えておりますし、また今お話をございました寒中見舞いというふうな季節の変わり目の便りというふうなものにつきましては、もとより年賀また暑中見舞いというものもあるわけでございますので、いろいろな形でこの二点を喚起すべく施策を講じてまいりたいといふふうに思つております。

○國務大臣(佐藤文生君) これもまた先生方に大変恐縮でございますが、先々週ある大学の国文学の先生の一時間の話の会があつてそれにちょっと参加したときに、終わつてから国文学の先生が、郵政省がこれを宣伝しなさいということが一つありました。それはどういうことかというと、世界に誇るものが日本に幾つかある。その中に大和言葉というのがある。それを日本人はほとんど忘れている。特に若い青少年にそれを指導もしないということでお話を宣伝することにおいてはがきを書いたりするというコミュニケーションが電話をかけるよりも相手に感動を与えるんだというお話をありますし、例として私は質問をされて、私もわからなかつたんですが、桜の花がちらちらと落ちるという言葉とはらはらと落ちるというのはどこが違うか佐藤さん知っていますかというので、実は私は答えがきながつたんでございます。ところが桜がいっぱい咲いているのが一遍にあつと落ちる風景をはらはらと表現している。それから、あるいは向こうの人がつかつかとやつてくるというのは、つかつかと言つたら寄つてくるんだそうですね。私は全然答えがきなかつた。それからすたすたというののは去る言葉だそうです。すたすたと行く。それから、つかつかと来るというやういに言葉がもう世界、英語もフランス語もないんですよ。そういう言葉を忘れているんだから、そういうふうに解釈できるのには、やはりもう少し我々自身がゆとりのある生活をしよう、心の優しい人間になろうと。いじめをやることによって自分の間になろうと。いじめをやることによって自分の問題等々も大きな原因の一つでございますが、確かに御指摘のように、私ども一〇一號というふうな形で略称しておりますが、不着等の事故の場合にお客さんから申告があるとそれを監察が調べるという制度がござります。

○政府委員(高橋幸男君) 今回、郵便法等の一部改正法律案を提出さしていただき、その中に普通小包についている損害賠償制度を盛り込んだわけでございますが、この損害賠償制度の問題につきまして中でいろいろ議論している際に、今御指摘のような送達関係の確実性というのも一つの理由として挙げられたところでございます。もちろん、制度的に通常郵便物あるいは小包郵便物の会でやはり郵政省が先導してやってください。また、川端康成さんが何か「と」と「の」の展開といふことを言つたそうです、ノーベル賞をもらつた記念講演の中です。「と」と「の」というのは世界にも日本の大和言葉だけだそうございまして、郵便局と国民と言つときには対決するんだそうでございます。郵便局の国民、国民の郵便局と、「の」になるともうそこに融合の言葉が出てくる、「と」

となると分裂の言葉になるんだと、そういうようなことを言われたときに、ああこれはやっぱり郵政省が宣伝して、そしてはがきを書いてもらうよなことも基本的にやるのかなということをある先生から言われたこともありますので、そういうことも頭に入れて、なるべくはがきでもつてコミュニケーションをつくつていくとともに大きな視野の面からやつていく必要があろうという考え方をえたわけでございます。○片山基市君 文学論をいただきまして結構でございます。

そういうことで、できるだけ家庭的にそういう言葉が通用する社会を政府としてもおつくり願う。我々はそんなゆとりがなくて、御承知のようになりながらぬし、保育所へ預けて子供が言葉を覚えるときにはおらないし、大変でございますよ。大臣はこうやって立派に育つて立派に育つておられるから、事故がないからそりしておるんだ、事故はたくさん起つておるんで賠償しなきや大変だと思います。

二つ目には、最近の小包の紛失、棄損等の状態はどうなっているか。利用者からの苦情申告はどの程度か。また、小包郵便の信頼性を高めるための施策はどういうふうに行つてているのか。まず、お答えを願いたいと思います。

○政府委員(高橋幸男君) 今回、郵便法等の一部改正法律案を提出さしていただき、その中に普通小包についている損害賠償制度を盛り込んだわけでございますが、この損害賠償制度の問題につきまして中でいろいろ議論している際に、今御指摘のようないふな送達関係の確実性というのも一つの理由として挙げられたところでございます。もちろん、制度的に通常郵便物あるいは小包郵便物のあり方の問題、また民間宅配業における取り扱いの問題等々も大きな原因の一つでございますが、確かに御指摘のように、私ども一〇一號というふうな形で略称しておりますが、不着等の事故の場合にお客さんから申告があるとそれを監察が調べるという制度がござります。

この件数を参考までに申し上げますと、昭和五十五年、小包につきまして一万九千件、約二万件あつたわけでございますが、五十九年度につきましては八千六百八十九、大体八千七百件に減少してきている、半分以上この申告が少なくなつたというふうな実態がござります。また、この小包郵便物の破損等に關しまして、いろんな形での苦情、先ほど申し上げました監察の手を煩わさない

ような郵便局の窓口で処理するような苦情の申し出、五十九年度の件数について調べますと、大体一万個当たり二個程度のものであるという実態をつかんでおります。

とにつきまして自信を持ちましたことは当然でございますが、また今後御迷惑をおかけしているような点があるかと思います。今後ともそういうことのないよう努力してまいりたいと思うわけでござります。

の問題ちょっとと今メモしている間にあれましたんでございますが、損害賠償のどういう御質問だったでしょうか。申しわけございません。  
○片山基市君 小包郵便の信頼性を高めるための施策はどういうふうになつてあるかということを聞きました。

次にそれを踏まえていたたくと同時に、特に人間の要因については十分配慮をしているのか。監察業務ばかり強化しても効果は少ないと思うが、作業配置、要員、処遇等が総合的に対策されねばならないと考えるが、この賠償制度をつくったから

事故は起ころぬのじやなくて、そういうことをしなきやならぬと思いますが、それについてどう思  
うか。

扱いにつきまして、信頼性を高めるための措置と申しますと、もう端的に申し上げますと、やはり確実に丁寧に迅速にということに尽きるかと思ひます。そのための施策といたしまして、例えばスピードアップの点で五九・二の輸送システムの改善であるとか、あるいは小包郵便物についてラベル等の使用によりまして、お客様に対する到着の通知システムというふうなものを取り入れるといふうことによりまして、その他の施策もございますが、お客様に本当に安心して利用していただける小包システムというふうなものの確立に努めているところでございます。

また、この取り扱いにつきまして、御承知のと

お  
り  
人  
力  
と  
う  
も  
の  
こ  
よ  
う  
さ  
る  
を  
得  
な  
ハ  
も  
の  
で  
あ

おり人力というものによらざるを得ないものであるということを私ども十分承知しているところでございます。したがいまして、良質なサービスを提供するためには、職員に関する問題、これは非常に重要な事柄であるという認識を持っております。従来からこの要員問題につきましては、業務量に見合った配置等を行ってきており、また、給与、勤務条件等の職員に対する処遇につきましては、一般公務員または民間の実情等も考慮いたしまして、その改善に努力してきているところでございます。今後とも要員、給与等の職員に関する問題につきましても一層配意してまいりたいと思つております。

○片山嘉市君 小包をやつておるところでは職業病という意味で腰痛の問題が大変労使関係でありました。私たちは、そのことについて改善が図られたことは言うまでもありませんが、一層作業環境、人員の配置、そういうことについて御努力を願わなければ、これは完全に機能しないと思う。これは私の意見であります。

そこで、「省令で定める額を限度とする実損額を賠償する」と言っておりますけれども、これはどの程度のものを指しますか。

○政府委員(高橋幸男君) 普通小包郵便物の損害賠償の限度額につきましては、この制度創設の趣旨によって、多少、受け持つ面倒な手続

旨を踏まえて、いながら小型物品の価格分布あることは利用者のニーズ等を勘案して定めることにならるわけでござりますが、例えば現在やつておりました簡易書留の損害賠償額を五十九年度実査いたしましたところ本三三百円程度で、一千円以下の

ますと大体三千三百戸程度となることになつてゐるわけでござります。こういう点も考慮しながら、関係の向きと協議してまいりたいとうふうに考えております。

○政府委員(高橋幸男君)　まだ具体的に幾らといふことで定めではおりません。省令で定めるわけですが、この点につきましては先ほど申し上げたように、今現在の簡易書留の損害賠償額

額、実額でございますが、五十九年度で三千三百円というふうな数字も出ております。また、簡易書留の限度額五千円というふうなこともございまして、その辺も考慮しながら大体三千円から五

千円ぐらいの間で設定したいといふうに考えておるところでござります。

幾らの限度を考えておりますといふでいいんでありますか。本来こういふものは説明するときにはせんが、省令の要綱ぐらいが出せないで、今のところ郵便事業が発展するうな言い方をしているところに

ない理由がある。胸を張つて、賠償制度をつくる

んならこれぐらいの額ですと議論してほしい。私は余り演説したくなかったけれども、聞いておるとぐちやぐちやぐちやわからぬことを言う。私は耳が悪いわけじゃないが、高橋さんが言うことについてわからぬ。我々が聞くところでは約五千円というものを目安にして省令をつくりたいと聞いておったけれども、今聞くと、實際上は

そうでない。三千何ぼから五千円程度だと、いうことですから、それに反対はしませんが、これから法律案を審議するときには、省令の分は要綱を出してくれないと審議しない。どういうよ

なことになりますという。それだけ言ってくれたといいんです、解説はしません。  
そこで、一、二問と思つたけれども、もうやめます。答弁が長いから、その分がおくれておるんですから。  
ハサウエーの一段の御見物につき、これは、荷馬車を引

料二百五十円を支払つて五千円を限度とする損害賠償が賠償される仕組みであります。今回の普通小包は損害賠償制度は無料で保証することになるが、法律体系上の矛盾は起きませんか。どのような理由で

で今回の措置をとられましたか。

が、今回の措置は、その棄損等の場合に利用される方の選択の有無にかかわらず一定の範囲内で損害賠償をしようというものです。この善通小包につきまして、損害賠償制度を導入いたしました。

ますのは、小包の内容品の性質、いわばどちらかといえば代替がきく物品が多いと、そういう内容品の性質から損害賠償になじみやすいこと、また、最近送達の確実性が向上して、不着等に対する

する苦情申告が大幅に減少しているというふうな、先ほどの答弁でも申し上げたところでござりますが、そういうふうなことによりまして取り入れようとするものでございます。

によつて、簡易書留に対する二一規がほとんどなくなるということが見込まれるのじやなかろうか。ということと、簡易書留の取り扱いを廃止したい。というふうに考えております。そういう形の中で、この法的な法体系上の整合性というものは保たれるのじやなかろうかと、いうふうに考えているところでございます。

○片山基市君 私は余りわかりませんから、本来これでやめるんですが、やめてしまつとまた採決されなくなるので質問を最後までやつていきました。

普通扱いの郵便物は、引き受け、配達等の記録がないことによって差し出しの確認が不可能であるということは理解するが、その分だけ普通扱い郵便物の一層の安全確実な送達体制をとるといふことでなければ、今回の措置も民間宅配業者との対抗上あるいは苦情処理的意味が強いと受けとられるが、どうか。普通扱い小包郵便物はどのようない方法で引き受け、送達の確認をされますか。簡単に一言で答えてください。

○政府委員(高橋幸男君) 御承知のとおり、今郵便小包につきましてラベルの使用を進めていけるところでございます。このラベルの使用によりましてお客様から引き受けた、あるいは目的である受取人に配達したということが確認できるといつことで、その普通の小包についての損害賠償のシステムについての確認ということは行えるのじやなかろうかと、いうふうに考えているところでございます。

○片山基市君 民間宅配便ではどのような方法での損害賠償を行つておるのか、どうですか。

○政府委員(高橋幸男君) 昨年十一月、運輸省から標準約款が示されまして、民間の宅配業者それぞれ自分のところの約款を出したわけでございまが、今私どもが承知していますところでは、この棄損等につきまして損害賠償額を三十万円を限度として賠償するというシステムになつていてるようになります。

○片山基市君 そういたしますと、今度決める三

千円から五千円の間の限度額というものについて

は根拠はどうか。というのは、それでは少ないんじやないか、事故が起らなんならもう少し高目にしてもいいじやないかと。事故が起らるんならもう少しおくしてもいいけれども。事故を起こさないと先ほど言われたのでしよう。幾ら高く決めておいても払う必要がなければただですね。少なく決めてたくさん事件が起つたら金がかかりますね。不達とか事故を起こさないといふことがこの制度をつくつた。郵便局の小包は最も大事に取り扱われますよという証明さえできればお客様がどんどん来ると、そして早く確実に着きますよということになれば業者に勝てる。ところが、先ほどお話をあつたように、民間の宅配業者のシェアはどんどんふえておるけれども、小包があつたといつてもシェアが少なくなつておるというふうに説明していますね。ですから、金が少ないんじゃないのかと思ひますが、それについては大臣にお答え願いたいのですが。

○政府委員(高橋幸男君) ちょっととその前に私が……

○片山基市君 時間がないんだよ。

○政府委員(高橋幸男君) 簡単に答弁いたします。

私は、現在の書留、これは最高保証額が二百万円でございます。そういう制度を前提とした中で普通小包の損害賠償を考えましたわけですが、まして、今申し上げましたように書留という制度を利用いただければ、民間の場合の三十万といふところじやなしに二百万というふうな補償もいたすわけでござります。そういう書留制度といふものを残しながら、その調和を保ちながらこの普通小包について損害賠償を考えたということで、先ほど申し上げたような限度額の範囲でということを考えたわけでござります。

○國務大臣(佐藤文生君) ただいまお話を申し上げたおりに、書留とそれから普通小包との制度を残しながらの範囲内の措置でござりますので、どうぞ御理解願いたいと思います。

○片山基市君 最後に、郵便の輸送方式も鉄道から自動車へと転換しておりますが、いずれか一方が今後の輸送手段の主流とは断定できない。国鐵の場合には輸送が悪いからということで、よくなつたらまたそれを切りかえなきやならぬ。そのような中で郵便局舎の立地条件はこれまで国鐵主要駅に近いことについては私はわかりませんが、三千円から五千円の間でやられるそですか、十分に配慮しても決めておいても払う必要がなければただです。民間の業者に負けないようにするためにやつておるのじやなくて、本当に安全を証明するためだと。それで、去る一月十六日、十七日に本通信委員会による委員派遣で名古屋郵便集中局を視察しました。その際、東京の集中局と比較して郵便物への安全対策についてかなり配慮されていると感じましたが、それでも依然として落差を利用して上から下へ小包を落として区分する方式であつて、必ずしも小包を破損するのについて安全確保に適するような方法ではないと思われました。この方式は急増する小包を機械的に早く処理しようとする、どちらかといえはこれまでの利用者不在とともに落とすのであるから物は傷みますわ、物は持ち上げたら傷みませんが。早くするのにはそれは必要だとう。そういうことでこれらの集中局の設計に当たってはどのような点に配慮されたのかについて今後も工夫する余地はないのかどうか。

○片山基市君 そういうことで、破損をしないためには上から落とすことはできるだけやめて、落とすとすればクッションをつけて絶対に事故が起らぬようになる。傷むものは御承知のようにほかに手作業でやつていますが、壊れ物と別にしていますが、壊れ物と書いてなくともやはり上から落とすといふことは物が傷む可能性があるんで、そのやり方は検討してもらいたい。これはもう私から言つてやつていますが、落とすとすれば

○國務大臣(佐藤文生君) そういうことで一度理解をしてもらいたい。

○委員長(大森昭君) 午後一時三十分開会

○委員長(大森昭君) 再開いたします。

○委員長(大森昭君) ただいまから通信委員会を開いています。

○委員長(大森昭君) 本日、中村銳一君が委員を辞任され、その補欠として拔山映子君が選任されました。

○委員長(大森昭君) 午前十一時三十二分休憩

○委員長(大森昭君) いつたよなところの敷地の確保等に積極的に力をいたしております。

○理事(岡野裕君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時より再開することとし、休憩いたしました。

○國務大臣(佐藤文生君) インターチェンジ付近といつたよなところの敷地の確保等に積極的に力をいたしております。

○理事(岡野裕君) いつたよなところの敷地の確保等に積極的に力をいたしております。

○委員長(大森昭君) その後、午後一時より再開することとし、休憩いたしました。

○委員長(大森昭君) 本日、中村銳一君が委員を辞任され、その補欠として拔山映子君が選任されました。

います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○服部信吾君 初めに、郵便事業の現況について若干お伺いしたいと思うんですけれども、最近数

年間における郵便事業の動向を見てみますと、五

十六年一月の料金改定の影響により五十六年度は

対前年度比五・三%減、五十七年度が三・六%増、

五十八年度が四・九%、五十九年度が二・二%増、

増加傾向に転じているものの、依然として厳しい

状況にあると思います。特に郵便の利用構造、こ

ういうものを見てみると、私人から差し出され

る郵便は全体の一八・七%にすぎない、大部分は

事業所等から出されるいわゆるダイレクトメー

ル、こういわゆる業務通信用になつていて、

個人で出すのが二割にも達していない、こういう

ことを考えると、業務通信用に八割方を頼つ

ていているということになりますと、ある面から非常

に不安定な状況にあるんじゃないか、こう思うわ

けでありますけれども、この点について郵政大臣

にお伺いします。

○政府委員(高橋幸男君) 御指摘のように、個人

間の通信といふことは企業間の通信といふものの

ウェートが高いということ、そのとおりでござい

ます。

Pというのに非常に似たような線を描いて変動

しております。したがいまして、私どもいたし

ましては企業のすべてがただいま御指摘のよう

な円高というものによって左右される業種ばかりで

ております。

そういう経済情勢から総合的に判断いたします

と、樂観は許さないという、当然でございますけ

れども、かなりの期待は持てるのじゃなかろうか

というふうに観測している次第でござります。

○服部信吾君 個人から差し出される郵便が全体の二割に達しないと、こういうことについては何か増大させる方法等はありますか。

○政府委員(高橋幸男君) 私ども個人間の通信と

いうものについては非常に幅の広い施策が必要で

はなかろうか。つまり、手紙に親しむ、そういう手

紙文化に親しむというふうな機会をたくさん持た

なければならぬというふうなことで、底辺から

の掘り起こしということを基本として心がけてま

りたいと思いますが、やはり手紙あるいははが

きをたくさん使ってもらうような施策、それを具

体的に進めてまいりたい。署中見舞いまたいろいろな個人間の通信のアイデア等につきまして、

各方面から多くの意見をお伺いしながら新しい商

品の開発を進めてまいりたいというふうに考えて

おります。

○服部信吾君 次に、小包郵便について若干お伺

いしますけれども、これは最盛時は昭和四十五年

一億八千五百萬に比べて五十八年度は七千四百

万、約四割に落ち込んでおる、こういう状況であ

りましてね、これは民間に食われているというい

うろくな理由があろうかと思いませんけれども、こ

の点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋幸男君) 確かに御指摘のとおり

小包郵便物の物数が急減したわけでござります。

率直に申し上げまして、私どもただいまの時点で

反省いたしますと、サービスの面という点におき

ましてやはり十分な配慮が足りなかつたのではないか

かろうかというふうに謙虚な気持ちでこの実態を

受けとめているところでござります。しかし、御

承知のとおり、五十九年度から小包の減に歯どめ

がかかつたと。私どもいろいろな施策を講じてま

ったわけでございますが、このことがやはりこれ

ことでござりますけれども、この小包郵便の需要

度以降は若干の伸びが見えてきてる、こういう

ことでござりますけれども、この小包郵便の需要

喚起、施策ですね、これに対する具体的な施策が

あれば教えていただきたい。

○政府委員(高橋幸男君) 今まで例えふるさ

と小包であるとか、ワールドゆうパックであると

か、いわば小商品として単品といいますか、そ

ういうふうな形での施策を試みてきたわけでござ

います。他方、制度面におきましても、ラベルの使

用であるとか、あるいはスピードアップというふ

うなことで心がけてきたわけでござりますが、最

近例えば切手類の売りさばき所等を取り次店にする

など、窓口のいわば拡大というふうなことにも努

めているわけでござります。今までの施策いろいろな理由があろうかと思いませんけれども、こ

の点についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(高橋幸男君) 確かに御指摘のとおり

小包郵便物の物数が急減したわけでござります。

率直に申し上げまして、私どもただいまの時点で

反省いたしますと、サービスの面という点におき

ましてやはり十分な配慮が足りなかつたのではないか

かろうかというふうに謙虚な気持ちでこの実態を

受けとめているところでござります。しかし、御

承知のとおり、五十九年度から小包の減に歯どめ

がかかつたと。私どもいろいろな施策を講じてま

ったわけでございますが、このことがやはりこれ

のところ六十一年の一月現在で四万二千七百

現現在のところ六十一年の一月現在で四万二千七百

現現在のところ六十一年の一月現在で四万二千七百

現現在のところ六十一年の一月現在で四万二千七百

いうわけにはまいらぬかもせんけれども、

私どもこの郵便業務の営業の拠点としてこの売

さばき所の活用という点からも小包の取り次ぎを

拡大してまいりたいというふうに考えておるところ

でございます。

○政府委員(高橋幸男君) これから切手あるいは印紙売りさ

ばき所ですか、こういう小包の引き受け、こうい

う場所を拡大してこの事業を進めていきたい。こ

れと民間との闘いじゃないのかというような気も

非常にするわけですね。おたくからいただいた資

料を見ますと、全國に切手とか印紙を売る場所が

十一万五千カ所ですか、たった三カ月で約四万五

千カ所でもうこれをやるんですと、こういうこと

ですね。四万カ所ですから、これを例えれば民間が

考えたら全く考えられないような楽な商売の仕方

というふうにとられてもしようがないと思う。

民間がもしこういう小売所を、例えば小包を引

き受けるところを探す。これをやつたらそれこそ

五年とか十年ぐらいいかかるんじやないか。全部で

十万カ所やる。そこまではいかないにしても十

万カ所くらいまで持つていいみたいということに

なったとき、大体三カ月で四万五千カ所なん

ですか、こういうところで小包引き受けの取り次ぎ

を行つておる、こういうことでござりますけれど

も、この実態といいますか、これの施策をこれから

のところに進めていくのか、この現状。これは

何か去年の十一月ごろから始めたようであります

けれども、その辺の何といいますか、現在まで

やってきた実績ですね、これについて述べていた

だきたい。

○政府委員(高橋幸男君) 昨年から大体六十年度

におきまして五万カ所くらいこの取次店を持ちた

いといふことで取り組んだわけでございますが、

これから郵便小包の需要の増大に一つの明るい兆

しが見えたのではないかというふうに理解して

いるところでござります。今後とも時代の流れ、

またお客様の本当にニーズに合ったサービスを展開することによりまして、この小包の増加という

ものを期待しているところでござります。

○政府委員(高橋幸男君) 御承知のとおり郵便物

の差し出し方につきましては、郵便法第五十六條

に基づきまして省令で定めることとされておりまして、それでこれを受けまして郵便規則第六十四条第二項第一号におきまして小包郵便物は集配郵便局長が指定して公示した場所に差し出すことができる旨定めているところでございます。これによりましてこの売りさばき所がその差し出し場所として指定され取扱店となつているものでございます。

以上が法律的根拠でございます。

○服部信吾君 その中で、例えば去年の十一月からこれを始めているうですけれども、国民の方たちが小包を切手・印紙売り場へ持つてきますとこれを受け付けると、そこへ郵便局から来て小包を持っていくと、こういうスタイルになると思ふんですけれどもね。例えば国民の方たちが小包を切手売り場へ持つてそれを受け取つてもどういう態度で臨むのですか。

○政府委員(高橋幸男君) 取り次ぎ保管にかかわります小包の個数あるいは授受等につきまして

「小包郵便物の差出場所の提供等に関する契約」というものでやりとりしたかといふうな帳簿等をつけるというふうなことで確認してもらつて、それをまた郵便局の職員が行つてあるいは集めに行つた者とそういうふうな保管記録簿みたいなもので確認して受け渡すということで責任の所在を明らかにしたいということを期しているわけでございます。

また、そういうトラブルが起こらないようになります。

○服部信吾君 切手売りさばき所と郵便局とのト

ラブルがあつた場合はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(高橋幸男君)

それはトラブルの内容

によるかと思いますが、この契約の中で定められたそれぞれの責任を負うということでございまして、今までのところ取り扱いの実態から見てトラブルが起こったという例はまだ聞いておりません。今後もそういうトラブルを起こさないように指導してまいりたいというふうに考えております。

○服部信吾君 トトラブルが起こらないようにといふうに指導しているでしょうかけれども、切手売りさばき所と郵便局の間できちっとしたそういう契約条項というのはないわけですか。

○政府委員(高橋幸男君) 先ほど申し上げたよう

に「小包郵便物の差出場所の提供等に関する契約」ということで取扱店の仕事、それから授受の仕方、

それから郵便局とのかかわり合い——かかわり合

いと申しますか郵便局との授受の関係、そういう

ものを定めておりますので、その契約に従つて処理しているところでございます。

○服部信吾君 それは、そういうちゃんと取り決

めがあるということですね。例えば切手・印紙売

りさばき所と郵便局との間で、例えば個数が足り

なくなつたとか破損したとかどうのこうのとか、

こうなつたときにはどういう契約を結んでいるのか

とかということです。

○政府委員(高橋幸男君) これは契約の標準的な

ものでございますが、売りさばき所の方の故意ま

たは過失により小包郵便物を滅失または棄損する

等をしたことに伴つて、郵政省側に損害を生じせ

したときは売りさばき所は郵政省に対して実損額を賠償するとかいうふうな内容の契約になつております。

○服部信吾君 切手売りさばき所とそれから郵政

省との契約はそうですけれども、じゃ全くそれと

同じことが、例えば国民の方が切手売りさばき所

等へ小包を預けに行つたと、そこで切手売りさば

き所がそれを保管しているんですが、その間に何

か事故が起きたときには全く今と同じような契約

にはなるんですか。

○政府委員(高橋幸男君)

ちょうどポストに投函されたと同じように考えていただいてよろしいかと思います。したがつて、一般のお客さんがボスブルが起こったという例はまだ聞いておりません。今後もそういうトラブルを起こさないように指導してまいりたいというふうに考えております。

○服部信吾君

それはトラブルの内容

によるかと思いますが、この契約の中では定められましたそれぞれの責任を負うということでございまして、今までのところ取り扱いの実態から見てトラブルが起こったという例はまだ聞いておりません。今後もそういうトラブルを起こさないように指導してまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(高橋幸男君)

それは、やはり郵便局が責任を持つということ

でございますので、お客様との関係につきまし

てはそういうことで私どもが全面的に責任を負う

ということになろうかと思ひます。

○服部信吾君 ポストは入れておけばそんなに

なかなか出したりできないけれども、人間とポスト

と同じになった場合に、相手がいろいろこう一

しから全くそれと同じだという、これじゃちょっと

これからどんどんとこういう問題がふえ

てきたときに、やっぱり預かる方だけ、いや、郵

便ボストに入れてあるのですよと、入れてあるか

らいいからと。だけれども、じや人間が実際預

思つうですけれども、これ郵政大臣どうでしょ

うか。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいも

のを利用したと言つちやおかしいんですけれども、こういうものがあるんですからこれがどんどんふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

それは

トラブル

の問題

は別にいたしまして、間にだれか入る

かということは別にいたしまして、そこからの取

り扱いについては郵政省が責任を持つということ

でございますので、お客様との関係につきまし

てはそういうことで私どもが全面的に責任を負う

ということになろうかと思ひます。

○服部信吾君 ポストは入れておけばそんなに

なかなか出したりできないけれども、人間とポスト

と同じになった場合に、相手がいろいろこう一

しから全くそれと同じだという、これじゃちょっと

これからどんどんとこういう問題がふえ

てきたときに、やっぱり預かる方だけ、いや、郵

便ボストに入れてあるのですよと、入れてあるか

らいいからと。だけれども、じや人間が実際預

思つうですけれども、これ郵政大臣どうでしょ

うか。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいも

のを利用したと言つちやおかしいんですけれども、こういうものがあるんですからこれがどんどんふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

それは

トラブル

の問題

は別にいたしまして、間にだれか入る

かということは別にいたしまして、そこからの取

り扱いについては郵政省が責任を持つこと

でございますので、お客様との関係につきまし

てはそういうことで私どもが全面的に責任を負う

ということになろうかと思ひます。

○服部信吾君 ポストは入れておけばそんなに

なかなか出したりできないけれども、人間とポスト

と同じになった場合に、相手がいろいろこう一

しから全くそれと同じだという、これじゃちょっと

これからどんどんとこういう問題がふえ

てきたときに、やっぱり預かる方だけ、いや、郵

便ボストに入れてあるのですよと、入れてあるか

らいいからと。だけれども、じや人間が実際預

思つうですけれども、これ郵政大臣どうでしょ

うか。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいも

のを利用したと言つちやおかしいんですけれども、

こういうものがあるんですからこれがどんどん

ふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

それは

トラブル

の問題

は別にいたしまして、間にだれか入る

かということは別にいたしまして、そこからの取

り扱いについては郵政省が責任を持つこと

でございますので、お客様との関係につきまし

てはそういうことで私どもが全面的に責任を負う

ということになろうかと思ひます。

○服部信吾君 ポストは入れておけばそんなに

なかなか出したりできないけれども、人間とポスト

と同じになった場合に、相手がいろいろこう一

しから全くそれと同じだという、これじゃちょっと

これからどんどんとこういう問題がふえ

てきたときに、やっぱり預かる方だけ、いや、郵

便ボストに入れてあるのですよと、入れてあるか

らいいからと。だけれども、じや人間が実際預

思つうですけれども、これ郵政大臣どうでしょ

うか。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいも

のを利用したと言つちやおかしいんですけれども、

こういうものがあるんですからこれがどんどん

ふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいも

のを利用したと言つちやおかしいんですけれども、

こういうものがあるんですからこれがどんどん

ふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいものを利用したと言つちやおかしいんですけれども、

こういうものがあるんですからこれがどんどん

ふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいものを利用したと言つちやおかしいんですけれども、

こういうものがあるんですからこれがどんどん

ふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいものを利用したと言つちやおかしいんですけれども、

こういうものがあるんですからこれがどんどん

ふえていけばかなり効果的になつていくんじゃないかな、こう思うんですね。やっぱり、これ民間と競争するんですから、ただ、はいできました、これといふんじやなくて、例えば扱い料ですね、もしこれ扱つたら民間が一個幾らだかそれはわかります。

○政府委員(高橋幸男君)

御指摘のよう

にポスト

と申し上げましたのは例えといふことで申し上げたわけでございます。たゞ、やはりポストと私ども契約するわけにまいりませんし、人間と契約するわけ

でございます。また、この取り扱いにつきまし

て、やはり人が介在するということでござります。

○服部信吾君 私は、この切手類売りさばき所、

印紙売りさばき所ですか、ここでやつちやいけな

いといふうんじやなくて、これは大変やはりいいもの

—

については「売りさばき所」と、まだこれ変わつてないわけですね。だから、「切手類販売所」、これは非常に現代的でマッチしていると思いますけれども、その中で印紙はいわゆる「売りさばき」と、まだこういう言葉になつてているんですけれども、この点のあれはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(高橋幸男君) 御指摘のように、今回御審議いただいております法律案の中で、郵便切手類等につきましては、今度「売さばき」を改めまして「販売」にしたいということをございます。

その理由といたしまして、「売さばき」という言葉の持つ意味と、またさらに今回の法律の改正案の中でも売りさばき所におきまして、小包の包装品みたいな郵便の利用上必要な物品というふうなもの、小包用のダンボールの箱でござりますけれども、こういうやつを売るという場合に、売りさばきくという言葉はとてもなじまないというふうなことで、「販売」ということに改めさせていただきまして、少なくとも郵便事業関係におきます部分について、はすべて「販売」といたした次第でござります。

一方、印紙につきましては、印紙の発行目的あるいは使用の目的あるいは使用の義務づけ等におけるいは、ましまして郵便切手類と同一の性格を持つものではないというふうなことで、また積極的に印紙を販売する、売るというものでもないということになりますので今回改正をしないということにいたしました次第でござります。

○服部信吾君　言葉云々じゃないですかけれどもね、どうもこれ余りよくわからないですね。たまたま今度は郵便切手のかわりにダンボール等を売るんだと、だから「販売所」にしたんだと。印紙は前と同じだから「売りさばき所」ということなんですね、これ何か大蔵省との関係なんかあるんですか。印紙の方。

○政府委員(高橋幸男君)　この売りさばきにつきましては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律という法律がございます。この法律の中に印紙で納めなければいかぬ手数料、罰金、料金、刑罰

金を納める納め方等定めた法律がござります。これは大蔵省所管、御指摘のとおりでございます。この中に収入印紙、印紙の売り渡す場所をいろいろ決めている規定が第三条にございまして、この中で、例えば収入印紙は郵便局あるいは売りさばき所ということになつてているわけでござりますが、私どもの官署で取り扱わない印紙がござります。例えば農産物検査印紙、これは例えど「農林水産大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所」というふうな規定になつております。そのほか、自動車検査登録印紙であるとか……。大体郵便局ではかは売れるわけでございますが、そのほかの場所でもこの印紙を売るところがござります。そういうことで、印紙の売りさばきという表現、先ほど申し上げました法律で定められているということになつております。

○服部信吾君　このことを議論していくもあれなんですが、これはお役所間でいろいろあると聞いていただけで、それでやっぱり大して変わるものじゃなくて、それから販売所にした方がいいんじやないですか、これは。やっぱりそういう姿勢というか、なかなかこれはお役所間でいろいろあると思いますけれども、これからこういうようないろんなもので競争していくときに、そういうようなところがいろいろ問題になつてくるんじやないかと思うんですよ。例えば今回切手類販売所で段ボールは売れるわけですね。これは段ボールだけ売れるんですか。

○政府委員(高橋幸男君)　「郵便の利用上必要な物」ということで、今さしあたって考えておるのは小包用の、私どもゆうパックと称しておりますが、小包包装用品、段ボールの箱ということでござりますが、改正案の中に書いてありますように「利用上必要な」ということで、幅広く今後取り扱えることにならうかと思います。したがいまして、私どもとしては、郵便局の窓口で販売いたしております郵便関係の物品等につきましては、やはり売りさばき所でも原則として売れるというふうな

ことを目途として今後考えていただきたいというふうに考えている次第でござります。

○服部信吾君 国民からすれば、これから小包を出そう、今まで自分でいろいろつくってきたのをそこで預ける。品物を持つていて、そこで郵政省の売っている小包用の段ボールを買って、そこで入れてやる、こういうことですね。それで、例えばこの段ボールでもうけようとして、少しは利益でも上げようとしているんですか。この目的はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(高橋幸男君) 私どもこれによって利益を上げようというやうなことは今のところ考えておりません。

○服部信吾君 そうすると、段ボールは民間でどんどん売れるんですから、それを一々こんな法案改正してまで段ボール売るのかと、いう気も非常にするわけですよね。こういうものを売るんでしょう、例えば郵政弘済会というんですか、こういうところでやつていれば別にどういうこともないわけでしよう。

要するに、ここで例えば外国の郵便の切手を売るとかあるいは収集家の切手を売るとか、ひとつ段ボールだけ売つておいて、今後何かをここで販売するようにするのか、そういう計画があればお伺いしておきます。

○政府委員(高橋幸男君) ただいまのところ具体的にこういう計画があるというのは持ち合わせておりませんが、御指摘のように今後販売できる範囲の拡大というものについては私ども積極的に考えていくたいというふうに思っております。

○服部信吾君 いずれにいたしましても、小包の問題に対してはこれからよいよ取り組んでいくんでしようから、できるだけ大いに努力をしていただきたいと思います。

それから次に、簡易郵便局法の改正の内容についてなんですか? 今は厚生年金を新たに取り扱いをするということですけれども、どうせなら共済年金も一緒にやつたらどうかと思うんでされども、この点はどうでしょうか。

○政府委員(塙谷稔君) お尋ねの件、若干技術的細かいことで恐縮なんでございますが、共済年金は支給元はこれは実は国ではなくして国家公務員共済組合連合会という法人がやっております。この連合会がみずから郵便振替を利用していたときまして、郵便の振替の口座を自分で開いて、その口座から現金払い、払出金というのを出して、そしてその払出金を簡易郵便局の窓口で受け取ってもらいう。つまり共済年金の受領を簡易郵便局で希望する人は連合会の振替口座から受領する、お金を払い出してもらって受けとるという形で、簡易郵便局の窓口を通じて実際上は国が支払い事務をやつしているのと同じ形でお金が受け取れるようになつておりますので、その辺について特段支障はないんではないかというふうに考えております。

○服部信吾君 交通反則金の取り扱いも今度これに加えられておりますけれども、これについてはどうなつか。

○服部信吾君 そうですね。

○政府委員(塙谷稔君) ああそうですか。厚生年金と交通反則金がこれに加えられたわけでございますけれども、結論的な数字といたしまして、六十一年度一局一ヵ月平均厚生年金は二件、それから交通反則金は一件程度を見込んでおります。これは簡易郵便局における総取扱見込み件数を見まして大体月割り計算でそいつた勘定になつております。

○服部信吾君 例えは厚生年金あるいは交通反則金ですか、こういうものを取り扱えるようになつたわけですね。特に個人の簡易郵便局なんかにいよつてはやっぱり大変仕事がまた煩雑になるとかいろいろあると思うんですけども、こういう事業をすることによってどのくらいの収入がふえるんですかね。

○政府委員(高橋幸男君) 今度新たに加わります

業務によりましてその取扱手数料、一件当たり幾らという手数料がプラスされるということになるわけでございます。それで、一件当たり今までの手数料との関係で九十一円という手数料を予定しております。

○服部信吾君 一件九十一円。今までは大体平均簡易郵便局の収入というのは月額どのくらいなんですか。

○政府委員(高橋幸男君) 簡易郵便局の平均の手数料の月額について御説明いたしますが、簡易郵便局手数料は六十一年度の予算で申し上げますと平均月額は十八万八千九十六円という金額になつております。前年比べまして四・三%のアップという予定を組んでおります。このほか郵便切手類売りさばき手数料、これは別でございまして、この分が加算されます。つまり今申し上げたのは、郵便を引き受けたとかあるいはこういう年金とか反則金の取り扱いをするとかそういうふうな手数料でございまして、大体郵便切手類売りさばき手数料、これが平均月額一万八千五百円ほどございまして、合計いたしますと平均月額二十万六千六百二十五円という予算を計上いたしております。

○服部信吾君 時間が参りましたので、最後の質問なんですが、四十五年に簡易郵便局法が改正になって個人に委託できるようになつたわけありますけれども、こういうこといろいろと業務もふえてきたというよなことで大変御苦労なことだと思いますけれども、やはり委託者が個人ということであつても国民から見るとやはりこれは郵政省と同じと、こういうふうに見るわけでありますけれども、四十五年に簡易郵便局法が改正になって個人に委託できるようになつたわけありますけれども、こういうこといろいろと業務もふえてきたといふことです。

○政府委員(高橋幸男君) 集荷サービスは御案内どおり職員によって行われるわけですが、それが、その主な運用方法と申しますか、やり方といったしましては、定期的に集荷する、あるいは随時に集荷する、また集配途上集荷するというふうないろいろなやり方を、そのときどきの実情に応じて組み合わせて合理的な方法で運用をすることいたしております。

○政府委員(高橋幸男君) その前にちょっと御指摘のように簡易郵便局の個人委託者につきましては、ただ単に業務知識であるとかなんかお伺いして質問を終ります。

○政府委員(高橋幸男君) その前にちょっと御指摘のように簡易郵便局の個人委託者につきましては、ただ単に業務知識であるとかなんかお伺いして質問を終ります。

いうことだけじゃなしに、利用されるお客さんから見ますとやはり郵政省というイメージで受け取られるということもございますので、私ども採用前、候補者の段階からいろいろな訓練、あるいは採用といいますか、契約を結んだ後もすぐ研修を行つて、二年に一回程度いろいろな講習会等を持ちまして、業務知識並びにこの事業に対する考え方、そういうものについて訓練あるいは啓発を行つて、そこでもう一つ、今後ともそういう面についての配慮を十分尽くしてまいりたいと思つております。

○國務大臣(佐藤文生君) 昨年の三月ごろですとか、私の田舎の部落で簡易郵便局が開設されまして、新しい局長さんが公民館を借りまして部落の人を集めて開所式をやりました。それに初めて参加しましたが、郵政局関係の方も来られて、そこで、私自身としては郵政省のもう出先機関だと、こういうぐあいに思うよう立派に開所したことを、私出席して経験したことがございますので、今後引き続いて先生の言われるような、そういう意識を持つた簡易郵便局が各地区に設定されるように努力していくべき、こう思います。

○山中郁子君 初めに、小包などの集荷サービスについてお伺いをいたしますけれども、そのサービスの取扱時間、サービス内容を初めにお伺いをします。

○政府委員(高橋幸男君) 集荷サービスは御案内どおり職員によって行われるわけですが、それが、その主な運用方法と申しますか、やり方といったしましては、定期的に集荷する、あるいは随時に集荷する、また集配途上集荷するというふうないろいろなやり方を、そのときどきの実情に応じて組み合わせて合理的な方法で運用をすることいたしております。

○政府委員(高橋幸男君) 内務の職員が出ていたことは私も承知しております。

○山中郁子君 お考えをいただきたいのは、先ほど申し上げましたように、そういうあれがくると営業の窓口の担当者、それから内務関係者、集配員、一般事務の人までがみんな出させられなければ知つている人はいないのかな。

もう一つは取り扱いの区域ですね、東京中郵な

ら東京中郵の区域というのが一応あるわけですが、ただ、この集荷サービスについては何だからその区域にかかるわざかなり遠くまで行くし、千葉や埼玉でも何か受け取りに行くということが、それが、この集荷サービスについては何だからその区域にかかるわざかなり遠くまで行くし、千葉や埼玉でも何か受け取りに行くことがあります。

○山中郁子君 そうしますと、私は今ここでちょっと明らかにもし、そして郵政省にも御考慮

願いたいと思っていることは、具体例で東京中央郵便局の場合なんですが、これの窓口取扱時間はどうなっていますか。

○政府委員(高橋幸男君) 東京中央郵便局の窓口の取扱時間は、九時から午後七時までになつております。

○政府委員(高橋幸男君) 土曜日は十二時半じやないかしら。では、午後五時までござります。また、土曜日、

東京中央は午後五時でござります。

○山中郁子君 とにかく、普通の窓口取扱時間を超えれば、一般利用者は当然時間外には利用できませんよね。それに比べると、先ほどあんまり

はつきりした御返事がなくて、そのときのケー

ス・バイ・ケースというか、局の事情とか、そういうものによって決めているというふうにおつ

しやつて、いた集荷サービスなんですねけれども、片方は決められた取扱時間以外には利用できない。

しかし集荷サービスについては決められた時間以外であつても要求があればサービスをしていると

いうのが実態だと思うんですね。この集荷取り扱いについてだれを行かせているのか、どういう人が集荷サービスに当たっているのか、私の方で調査をいたしました把握をいたしました実情を申

し上げると、東京中郵の場合、営業の窓口の担当者だとかが行かれる。それだけでは足りなくて、

そのほかにも内務関係、集配一般事務の人までが行くことがあるという状況が一つあるんですね。そういう実態をどう把握されていらっしゃるかということ。

もう一つは取り扱いの区域ですね、東京中郵な

ら東京中郵の区域というのが一応あるわけですが、ただ、この集荷サービスについては何だから

その区域にかかるわざかなり遠くまで行くし、千葉や埼玉でも何か受け取りに行くことがあります。

るわけではないんですけれども、それにしてもそういう実態から生まれるいろんな状況というのがあるので、まずその辺をどのように把握されている

ふうに限定することなく、現行の配置してあります要員の差し繰り、あるいは手あき時間の活用によるということを原則としております。東京中央郵便局の場合に実際にどの職員がどういう形で集荷に出で行つてゐるか、私ども現時点での実態を把握しておりません。

○政府委員(高橋幸男君) この集荷サービスに当たりましては、内務だけあるいは外務だけというふうに限定することなく、現行の配置してあります要員の差し繰り、あるいは手あき時間の活用によると、この区域の問題でございますが、私ども調べたところによりますと、自分の受け持ちの集配区の区域外にも集荷しているという例は聞いております。

○山中郁子君 実態を御存じないとおっしゃるだけれども、だれか御存じの方いないんですね。東京中郵ですよ、郵政省の郵便業務のシンボリックな局じやないですか。そのあなた方がサービスの一つとして打ち出している集荷サービスをだれがやっているのか、どういう状態になつているのか、事前にもちよつとお尋ねをしているにもかかわらずだれも御存じないんですか。どこも把握されていらっしゃらないの。郵務局長が知らなければ知つてはいる人はいないのかな。

○政府委員(高橋幸男君) 内務の職員が出ていたことは私も承知しております。

○山中郁子君 お考えをいただきたいのは、先ほど申し上げましたように、そういうあれがくると営業の窓口の担当者、それから内務関係者、集配員、一般事務の人までがみんな出させられていわけです。結局だから大口利用者でしよう。

大口利用者が集荷サービスを依頼してくればばつとそれで応じるわけね。そのこと自体私全面的に悪いとは言いませんけれどもね、まずそこから生まれてくるしわ寄せがだから出るわけですよ。だから、その場合に集荷サービスに出る人の後補充的な人間を考えているのか、もちろん考えるべきで

あろうと、いうことが一つです。そして当然のことながらそれは労働強化ということだけじゃなくて、窓口でお客さんが待たされることになるわけですね。私もそう年じゅう頻繁に東京中郵を利用することは書留一つ出そうと思つたり、現金書留出そうと思うでしょう、待たされることがあるのね。

これについて東京中郵労組がアンケートをとつて調査をされているんですけども、待たされないと答えている人が約三分の一、だから三分の二の人が待たされると答えているんですね。

待たされるというふうに思うわけね。その中でも二十分から四十分も待たされているという人もかなりいるんですね。これは最近この集荷サービスが進められてきてからの状況であつて、今までにはそれほどのことはなかつたというふうに判断もできるようなんですね。だから窓口事務のそういう人が待たされると答えているんですね。つまり欠員補充体制、それから集荷サービスに当たる人の分の補充体制というんでしようか、要するにいろんなところから実際にルーチンの仕事を持つている人たちがみんな行かされちゃうわけだから、そこ穴があくわけよね。そういうことについてはお考えがないのか。当然、だからそれを補充することによって中郵の窓口に来る一般のお客さんに対するサービス、それからそこで働く労働者への労働強化も防ぐという手当てが必要なのではないか。

つまり私は、先ほど大口利用者の利便を図ることをやみくもに否定するわけではないけれども、そういう状況を考えていくと、結果的に大口利用者の利便を図るために普通の一人一人の利用者が窓口でしわ寄せを受けるし、労働者が労働過重というか、そういうしわ寄せを受けるというふうな国式になつてきていることがやはり問題であろうということなのであります、いかがでしょうか。

○政府委員(高橋幸男君) 後補充の問題でござりますが、先ほどちょっと申し上げたように、集荷

サービスの運営に当たりましては現行の要員の差し繰り、あるいは手あき時間の活用というのを基本として私どもとしては指導しているところでございます。しかし実際には地域によりまして、あるいは時期などによりまして郵便物の出回りに波動性があるということで、現行の配置要員で対処できない場合があるかと思います。そういう場合にはもちろん三六という組合との協定が必要でござりますが、それを前提といたしまして三六協定がある場合には超過勤務をする、あるいは非常勤職員の雇用によって対処しているということでござります。

なお、窓口に配置されている職員が、配置を減らしてまで外に出ているというふうなことはないと言聞いております。私ども、御指摘のように窓口でお客様に迷惑をかけるということはやはりすべきではないということで、迷惑をかけてまで集荷に出向くというふうなことを指導していることはございません。

○山中郁子君 さつき実態がわからぬとおっしゃつたけれども、今のお話を聞くと集荷サービスに当たつたけれども、特定できるということですね。要するに、専門に集荷サービスという任務に当たつている人がやつてゐるのであって、その他の仕事の人はやつてないということだと今おっしゃつておられるわけですか。

○政府委員(高橋幸男君) 窓口に配置している職員について、それを減らしてまで集荷していることはないと申し上げたことでございまして、そのほか中でどういうふうな差し繰りをして、だれを差し向けているかということについては承知していないということを申し上げたわけでござります。

○政府委員(高橋幸男君) 多摩地区あとと二十三区内あての郵便物につきまして東京中央郵便局における最終結束時刻が異なつてきているのは、私が承知しております。

○山中郁子君 そうしますと、結局そういうことも関係すると思うんですけれども、日刊の業界紙なんかでやはりかなり強烈に中央郵便局に抗議があつた模様なんですねけれども、これは建設新聞という業界紙のようですが、多分郵政省の方も御承知だと思いますが、午後の遅い時間に配達された役に立たないばかりか、二、三日まとまるで配達されているということで苦情がかなりあるし、私も直接建設新聞がどういうのだか知りませんけれども、業界紙ですわね。強烈な抗議を

それではそのことについて御調査ください、十分把握されていないようですが、から御調査されて善処をいたさないし、また御報告をいただきたいと思います。それはよろしくございます。

○政府委員(高橋幸男君) 東京中央郵便局の実態につきまして早急に調査いたしまして、私ども対処すべきものは対処すると。その結果につきまして、後刻先生の方に御報告いたします。

○山中郁子君 何か郵務局長の発言がちよつと聞きづらくて困るんで、ぜひもうちよつと大きな声でお願いします、私特別耳が悪いつもりはないんすけれども。

対処すべきは対処するというようなことをおつしやつたけれども、もうちよつと素直といふと聞いております。私ども、御指摘のように窓口でお客様に迷惑をかけるということはやはりすべきではないということで、迷惑をかけてまで集荷に出向くというふうなことをお約束いたしました。

そういうことと関係があると思うんですけれども、これも東京中郵の場合でそれとも、日刊新聞の受け付けが都内二十三区は午前二時三十分まで受け付ける、三多摩地域関係は午前零時の下り便にかけるのが最後ということです。要するに、専門に集荷サービスという任務に当たつている人がやつてゐるのであって、その他の仕事の人はやつてないということだと今おっしゃつておられるわけですか。

○山中郁子君 さつき実態がわからぬとおっしゃつたけれども、今のお話を聞くと集荷サービスに当たつたけれども、特定できるということですね。要するに、専門に集荷サービスという任務に当たつている人がやつてゐるのであって、その他の仕事の人はやつてないということだと今おっしゃつておられるわけですか。

○政府委員(高橋幸男君) 建設新聞の件につきましては承知いたしておりません。

ただ三多摩地区につきましては、これは私ども東京圏内の郵便物の処理という問題の一環として考えているところでござります。御指摘のように私ども自身、若干三多摩地区的問題については積極的に解決策を図らなければならないという点がございますけれども、そのようなことをお約束いたしました。

そういうふうなことをお約束いたしただけではございません。

○政府委員(高橋幸男君) 建設新聞の件につきましては承知いたしておりません。

ただ三多摩地区につきましては、これは私ども東京圏内の郵便物の処理という問題の一環として考えているところでござります。御指摘のように私ども自身、若干三多摩地区的問題については積極的に解決策を図らなければならないという点がございます。郵便物の処理については私ども常々配意しているところでござりますけれども、時期的なところで御迷惑をおかけしている点もあるかと思いますが、三多摩地区につきましてはまだそれだけではないというふうな受けとめ方を私どもいたしております。これは、この東京圏内の総合的な郵便物の処理についてのなかで解決せざるを得ないというふうに考えておるところでござります。

しかし現時点で、持つております施設その他最大限度に活用いたしまして今後とも郵便業務の正常運行確保のために努力していくべきだということは当然でござりますけれども、この基本的な問題については私ども積極的に取り組むべく努めているところでござります。

○山中郁子君 私もその二時間半の時間のずれだけではないというふうには思ふんすけれども、その二十三区と三多摩の間の二時間半のずれは実際にはあることはあるんでしよう。

○政府委員(高橋幸男君) 先ほど申し上げました最終結束時刻が異なつておるのは、配達局までの郵便物の運送時間等を考えまして時間を決めているところでござります。

○山中郁子君 だから、要するに二時間半のずれがあるわけでしょうというの。二十三区の場合は午前二時半で三多摩は零時、だから一時間半のずれがあるんでしようと聞いているんだけれども、それがあるんでしょうと聞いているだけれども、いいんでしょう。そういうことをお認めになつておられるわけですか。ちゃんとそうならうと言つてください。あなたのおっしゃることはわかりましたけれども。だから、私が聞いてることは違うというふうにおっしゃりたいのかどうなのか、もうちょっととよくわかるよう言つてください。

○政府委員(高橋幸男君) 多摩地区あてと二十三区内あての最終結束時刻が違つてることとは事実のとおりでござります。

○山中郁子君 ちゃんとそういうふうに答えてよね、わかるように。

それで今も郵務局長おっしゃつたんですけれども、私も郵政省が三多摩方面についても何らかの考え方を、改善というかそういうものを持っていてるというふうに伺つてゐるんですけど、その構想をちょっと具体的に聞かせていただきたいのです。それとあわせて、先ほど大木委員もちょっと質問されていらっしゃいましたけれども、第二中郵構想の問題ですね。これが、例えば新聞報道なんかでは江東区の本場というようなことで出ていたりしていますが、この問題について、つまり場所とか機能とか時期とか計画とかを改めて簡潔に教えていただきたい。

それともう一つは三多摩問題ですね。三多摩に関する改善策のための、例えば第三中郵といふのあり方とという観点からいろいろ検討してきた間のいかどうかわかりませんけれども、何らかの構想、積極的な解決策を考えているというようにおっしゃつていてその内容の具体的な中身をお教えいただきたい。

○政府委員(高橋幸男君) 多摩地区の改善あるいは中郵の問題、これも私どももう十数年前から東京の圈内といいますか、エリア内の郵便システムのあり方とという観点からいろいろ検討してきた間でございます。ただいざれにいたしましても、この用地確保とか何かということで今日まで至つ

たわけでございますが、今般江東区新砂に約八万平米の用地が確保できたわけでございます。多摩地区につきましても、府中の方に相当程度の面積の土地を取得いたしました。これらを取得いたしまして、私ども東京圏内につきまして、やはり横浜集中であるとか名古屋集中であるとかいうふうな、いわば集中処理機能を持つた郵便局、こういうものを設置して東京圏内の郵便の流れをスマーズにしていくということに役立つのではないかという構想を持っております。ただ、具体的にどういう建物であるとかどういう、大きっぽに構想としては集中的な処理ということを考えているわけでございますが、具体的にこの業務内容あるいは建築の内容というふうなものについてはこれから検討するということをございます。

いずれにいたしましても、この多摩あるいは中郵の問題につきまして、時間的に多摩の場合には大体四年か五年、東京中央関係につきましては五年か六年ぐらいかかるかなという見通してござります。

○山中郁子君　府中のどこですか。どのあたりですか、地番まででなくいいんですけれども。

○政府委員(高橋幸男君) 私も現地は承知しておりません。ただ、府中の旧鎌倉街道の東といいますか、川沿いの土地というふうなことを聞いておられます。

○山中郁子君　いいです。それじゃ、それらのことについて細かい点は後ほどまた個別に伺わせていただきます。

次の問題として、昨年七月からサービス開始されたいわゆるSAL小包というものですけれども、まあふれ込みはスピード一デイ的な航空便と経済的な船便の両方をあわせ持った国際小包ということで、北米や西欧は二週間前後で届くというふうに郵政省では宣伝されていてかなり利用があるんですけれども、やはり一ヶ月たつても届かないという苦情だとか、どうなっているのかという調査要求とかそういうのも結構国際郵便局に多く来ているらしいんですね。そのことの実情はどのよう

に把握されていらっしゃるのか。誇大広告などというふうに言われないようなことが必要じゃないかというふうに思うんですけれどもね。それと同時に、今私が調査した範囲では、この仕事に当たっているのは課長代理が一人と非常勤の職員が一人で、二人でサービスの窓口をやっているといふお話をなんですね。そうすると、特にそれで作業のためのスペースもないらしくて、何かすごく大変だというふうに訴えられているんですけどれども、例えば、量は昨年十二月一ヵ月で七千六百個扱った。ことし、この三月も、一、三日前、きのうぐらいまでかしら、三月に入つてから四千五百個に達しているという、そういう利用される状況らしいんですね。ということで、そのサービスの質の問題と、それから体制の問題ですね。この辺の対応策などをあわせてお伺いいたします。

○政府委員(高橋幸男君) SAL小包は、御承知のとおり、もともと船便扱いのものを、日本と例えればアメリカとかいう、その間だけ航空機塔揚をする、空き便をねらってそこに積むというサービスでございます。したがつて、船で行くが飛行機で行くか、その時間の差、これだけサービス改善につながるというものですござります。

ただ御指摘のように、私どもアメリカ合衆国あてのものの一部について、当初予定していた送達時間がよりも遅延するものが出ていたことは事実でございます。それで、この理由等につきまして私どもいろいろ調べたわけですが、国内の処理は非常にスムーズにいつておると、たゞ向こうに着きましてから、東海岸、西海岸はよろしいんですが、内陸部、まあいわばアメリカ合衆国の大半の輸送システムの問題、また通関上の問題、これはU.S.P.S.—アメリカの郵政局も税関もについて余り言えないとふうなこともあるようですが、まあそのほかクリスマス繁忙等重なったというふうな時期の問題等ございまして、そういう予定していた時間を遅延したとあります。ということはございます。まあ、私どもこういう点につきましてアメリカの郵政局に対しまして、昨

年から、こういう苦情が多いということでお米内の方に改善方を申し入れまして、また私ども国内としてもできるだけのスピードアップを図るというふうな措置も講じまして、現在のところこれは国際局だけのあれでございますが、三月に入つてからの遅延等に関する苦情三件ということで、昨年十月までアメリカ合衆国での苦情が八十四件もあつたというふうなことから見ますと、アメリカの国内においてもU.S.P.S.大いに努力してくれているなというふうに判断しているところでござります。また、今後ほかの例もございましたならば、それぞれ各国の内国郵便の取り扱いの事情があろうかと思いますが、私どもとしてはできるだけの手を尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、このS.A.L.小包の処理でございますが、確かに課長代理、非常勤二名配置というふうな形でやつておいたという事実がございますが、現在これは改めております。また、作業スペースの問題でございますが、これにつきましては、この六階の第二郵便課にS.A.L.小包の作業専用の処理場八十五平米を決めて行つてあるところでございます。ただ、非常に波がありますので、場合によりますと外にはみ出るというふうなことがありますから、私は思いますが、今私どもの方に入つておる報告では処理可能という判断を示してきております。しかし、要員あるいは処理場につきましては今後の物数の動向等を見ながら適切な対処をしてまいりたいというふうに考えております。

○山中郁子君 それはぜひおたくさんから報告を求めるべき何とかできますよというふうになるのよね。だけれども、やっぱり実際がそうでないということは事実だし、それから今郵務局長もおつしやつていたから、ぜひ具体的な実情を直接お調べになつて改善のために御努力をいただきたいと思いまます。

最後になりますが、郵政大臣にぜひとも、要望ということにもなりますが、御意見を承つて終わらにしたいのですけれども、これは昨年、郵政大

臣が国鉄の駅で郵便局の窓口を開設するということで合意したということがありました。私は、これは国民にとっては大変便利になつて歓迎すべくことでいいことだと思うんで早くしたらしいと思ふんですけれども、問題は、委託ということを前提にしているためにいろんなトラブルというか、クリアしなければならない問題がたくさん出てきていますね。だから、そういうことでなくて、直営で、そして国鉄の駅で郵便局がサービスをしてくれればこれにこしたことはないというのが国民のニーズですから、そういうことで進めていくっていだきたいというふうに考えているわけで、委託ということを前提にしないで、そのニーズにたどり得るという線で取り組みを進めていただければ国民の多くの期待に沿えることになるのではないかと思うので、その点の要望と郵政大臣の御見解を伺つて終わります。

○國務大臣(佐藤文生君) 早急に検討するようになつて当局に指示をしたところでございます。その内容につきましてはしばらく事務当局の方でいろいろ検討すると思いますので、御意見を承った上でそういうことも考えて早急に措置していただきたいと、こう考えております。

○山中郁子君 終わります。

○青島幸男君 議題になつております郵便法等の一部を改正する法律案につきましては、省の方からもいろいろ御説明を承りましたし、また当委員会の質疑を通じて私なりに理解をいたしまして、どれ一つをとっても理由のあることで、当然行わねなきやならない改正であつて、私はこれについて反論を差し挟むことは申しません。賛成をいたします。

そのことで疑点はないんですねけれども、いろいろ質疑を承つておりますうちに、特に小包郵便等におきまして、最近の民間の企業は大変に活発に動き回つておりますので被害を受ける部分があつた、しかし郵政当局の努力で逐次改善もされつづあるというお話を今承りました。その上に心強いことは、大臣御答弁の中で大変に情熱を傾けて御

热心にこの問題に対決をしようとなさっていると  
いう姿勢を拝見いたしまして頗もしく思つてゐる  
次第でござります。新しい意欲的な何かアイデア  
があればどんどんやつていいこうじやないかといふ  
お気持ちのあらわれもよくわかります。  
しかし、いざれにしても今まで官業としてやつ  
てきたことと小回りのきく民業との間にはやつぱ  
りすぐ対応できないという幾つかの問題点も差も  
生じてくるのはこれはやっぱり当然だと思つんで  
す。

例えは民間の方はよくこういうことを考へるも  
のだなと思うほど知恵を回して、ゴルフに行くと  
きにあんな重いものを抱いていくことはあります  
が、私どもでもう事前に承つて届けます、帰りは  
そのままお帰りになれば私どもでお宿まで届けま  
すというようなことをテレビのコマーシャルを  
使って、もつゴルフは手ぶらですというようなこ  
とをざんざんうたい上げたり、スキーもあの長い  
ものを抱いていく心配はもうありません、私ども  
すべてやりますというようなことを的確に人々  
のニーズに、そのようなサービスがあつたら少し  
ぐらい金払つても実に便利だらうなと思うような  
サービスをそれらしく上手にフィルムにまとめ  
コマーシャルで流しますから、なかなかおいそれ  
とこれは対応していけないという事実もあるかと  
思ひますね。中には、引つ越しの荷物をこしらえ  
るのから全部お任せください、今までの引つ越し  
の煩わしさからすべて解放して差し上げます、そ  
れも段取りをつけて指示してくださればいつ幾日  
までにどちらまででもお届けしますというような  
サービスが即座に的確にできるという態勢と行動  
の動きやすさを持つていますね。ですから、その  
辺にどうしても対応にそれが生じる。そう即座に  
いうわけにはいかない。それ相当のことをする  
ためにはあちこち法律をいじらなきやならないあ  
るいはというような、どうしても即座に対応でき  
ない部分があつて後手後手に回つていいところを  
先に食い取られるというようなこともあるかと思  
うんですけども、しかし今までの質疑を伺つて

ワークを持つてゐるし、切手売りさばき所ですか。ここでも取り扱いをするようになつた。全国に十二万とかいうようなオーダーの窓口もできるといふようなことです。従来百年重ねて培ってきたネットワークに腰を据えて長期的な展望に基づいて新たなサービスを行つていくというような決意でござります。ここ数年積極的な営業という考え方を基本といたしまして取り組んできたところでございますが、これは言いわけになるかも知れませんが、やはり百年間続いてきたということでのマイナス面といいますか、これが非常にまた強く働いていることは事実でござります。また御指摘のようにいろいろな制約もあるわけでござりますが、しかしいずれにいたしましても私ども郵便といたし、また今後もその役割的重要性というものはふえこそそれ減らなものだらうという基本的認識を持つてゐるところでございます。

そういう点に立脚いたしまして、やはり時代に即した形でのシステム、制度、またこの事業の経営というものを今後考えていかなければいけないということで、先ほどもお答えしたわけでございましが、その制度のあり方、あるいは経営のあり方等につきましてじっくり腰を据えて新しい二十一世紀に向けての郵便のあり方について勉強いたしました。国民の皆様方の要請にこたえられるようなんものをつくり上げるべく努力をしたいというふうに考えております。

○國務大臣(佐藤文生君) 今の御指摘のお話ですが、例えは私の家で郵便局に小包を出そうと、家にとりにきてもらうというのはどこに電話をかけ

はクロネコヤマトとペリカンの電話番号のラベルを張っているんです。そこで、これは郵便局を使わなならぬと思つて電話をかけたがようとしたがわからない。要するに制度はできてるけれども、ソフトの面のそういうたるがどうしてもおくれていると思います。

したがつて、先般来より局長に、そういうのをあわせてつくらないと、こういう制度をつくった、こういうふるきと小包はつくったというけれども、大衆の中にそういうたようなラベル一つが張つてない、こういうことは幾ら叫んでも内輪の中でやつてることじないかということで、今早急にそういう体制をつくつてゐるわけでござります。

なお、私がまた最近知つたことは、東京都内ならばその郵便局に電話すればすぐぱつと持つていつてくれる、一時間半以内に相手に届けてくれる制度もできておりますと言うんですねけれども、それもどこに電話をかけていいか、局長さんはまだできてないという、私はいただいてないといふ反省を入れまして、今後積極的にやっていくようにしたい、こう思います。

○青島幸男君 そうなんですよね。いみじくも大臣が今おっしゃられたようなことが間々あるわけですよ。しかし、当局も大変工夫をされて考えられて、私もこのころ知つたんですけどとも、郵便局の窓口へ参りますとそれなりの印刷物があつてちゃんとあて名をそこへ書き込めばいいようになつてゐるし、包装も実に簡易で丈夫なものができるて、持つていきさえすれば上手に包装もできてきて、持つていきさえすれば上手に包装もできなくてださるということとも承つております。そういう皆さんの努力が逐次小包の物数をふやす方につながつてきているということでは大変評価しなければならないと私は思つてゐるんです。

しかし、今大臣が言われたように、本当に民間

の受付所は、従来酒を買ひにいったりしようゆを買ひにいったり、あるいは米屋に行つたりといふことで、主婦の方々とか店主、受付の人が日ごろのつながりがある、何となく気安く物が頼みやすい。今まで郵便局というと何となくドアがくぐりにくいといふような何かお役所仕事みたいなどころがあつたというような、地域に密着していない部分というのが都市部分なんかではかなりあつたようなんですね。ですからその部分を排除して、地方では郵便局へしょっちゅう出入りなすって親しく交際をふだんからされているというようなほど笑ましい交流もあるかと聞いておりますけれども、少なくとも、都市部でもどこでも郵便局の窓口が信頼に足る、行つて楽しいところなんだという認識を持つてもらうような努力をやはり重ねていかなきやならないと思ひます。

それはいいのですけれども、実際問題としてPRのやり方とか、何か法的な制約があるのかと思ひますけれども、例えばシンボルマーク一つにしますけれども、猫のペリカンだの、何となく目に入るとしても、猫だのペリカンだの、何となく目に入るところが、信頼に足る、行つて楽しいところなんだという認識を持つてもらうような努力をやはり重ねていかなきやならないと思ひます。

ただかなきやならないんじやないか。これは余り  
錢のかかる仕事じゃなくて、むしろ知恵が要る仕  
事ですけれども、そういう面にこそこれから御努  
力をいただかなきやならないと思うんですが、そ  
の辺はいかがでございましょうか。

○政府委員(高橋幸男君) 御指摘のとおり、私ど  
も機会あることに、PR下手だということでお方  
面からおしかりを受けておるところでございま  
す。私ども、PRの経費一つにいたしましても実  
は予算という縛りがございまして、それも年々ふ  
やしつつあるわけでございますが、非常に乏しい  
ということともござります。

ただ、今先生御指摘のようにアイデアで、金の  
かからない方法でのPRというふうなことも考え  
ていかなければいかぬと思っておりますが、ス  
テッカー等につきましては、ほんの一部かもしけ  
ませんがもう既に採用しているところでございま  
す。また、シンボルマークあるいは郵便小包のネー  
ミング、そういうふうなものにつきましても、ちょ  
うど先生からアイデアをいただきました暑中見舞  
いはがきにくじをつけたというふうなあのネーミ  
ングについても、今専門家に委嘱してちょっと検  
討してもらおうかといふうなことで取り組んで  
おりますし、それ以外のものにつきましても衆知  
を集めまして、本当に一目見てわかる、また非常  
に何といいますかなじみやすい名称というふうな  
ものも考えてまいりたいと思っております。

○委員長(大森昭君) この際、委員の異動につい  
て御報告いたします。

本日、鈴木省吾君が委員を辞任され、その補欠  
として松岡満寿男君が選任されました。

○青島幸男君 今使われている一本棒の下にTの  
字がついている郵政のマークですね。あれは何か  
特別に郵政の歴史の中に意味があつてあのマーク  
がいまだに使われておるんですか。あのマークの  
意味合いというか、ゆえんのものは何なんでしょう

○政府委員(高橋幸男君) ございませんのではつきりと申し上げることはできませんが、通信のテの字をとつたというふうな率はそのまま動かさないで従来どおりきていたことを何か聞いたような記憶がございます。

○青島幸男君 あの棒の長さと太さとか、あの比率はそのまま動かさないで従来どおりかしてあるイメージは違うのじゃないかという気がするんですね。

私の知るところでは、昔飛脚が文箱に棒をつけた扱いでいた。よくありますね、浮世絵なんかに。あの文箱と棒の丁の字だというふうに聞いたことがありますよ。それで私調べましたら、明治二十年、一八八七年、随分古い話ですけれども、百年ばかり前になりますか、二月の八日に、通信省全般の記章を丁の字と定めるという何かた苦しい政令みたいなもので定めているんですね。それで、どういうわけか知りませんけれども、その後同じ月の十九日に上に一本棒をつけまして、あのマークを郵政省の記章と定めたと書いてあるんです。

その間の理由とかいきつけはまるでわかりませんけれども、このマークはこのマークでもう定着しておりますし、私はこのマークがいいとか悪いとかは申しません。むしろマークとしては親しまれているんだからそれでいいだろうと思うのですけれども、形の印象はいいんですけども、やっぱり多少古めかしいという印象を免れませんですね。それで、明治創業のもので例えば酒類とかあるいはみそ、しょうゆのたぐい、あるいは化粧品などを見ましても、似たような柄ですけれども、そもそもうつと変わっているんですね。何年かごとにいろいろデザインを変えまして、いつの間にやら昔の印象は少しも変えずにやっぱり新しくなっていますね。

ですから、あのマーク一つにしても、あれは郵便局のマークだというのはだれでも知っているんですけれども、あれがもう少し親しみやすく、かた苦しくなく、しかも近代的な感じのするようになっていますね。

程が今までになされなかつたというのは、結局こういう親方日の丸という格好でやつてはいたし、法律でがんじがらめになつていまつたからなかなか民當のよつた活力を導入することが難しかつたのでしょうかけれども、今はかなり開かれて、研究しなきやならないという時期に来ていますし、その程度の考え方などは取り入れられらでかかるべきだと思うんですね。

私ちよつといたずら書きをしてみましたが、(図を示す)今までのはこういうのですよね。これをこういうふうにすると、これは同じようなマスクですけれども「の方がちよつと新しいでしょう。だから、こんなことをちよつと手を加えるぐらいで親しみのある新しいもの」という認識が得られるのじやないかという気がしますし、少しざつでもそういう知恵を出して、ああ郵政は一生懸命何か変身しようとしている、変えようとしているという気持ちが一般の方にも伝わるようにしていくと御理解が得られやすいのじやないかという気がします。

それからもう一つ私は改めて提案を申し上げたのは、七月二十三日をふみの月のふみの日と言うのですね。それで毎月二十三日をふみの日といふので手紙の交換をしましようというよなことをPRしていらっしゃるようですけれども、ふみの日というのは駄じやれなんですね。それで、ふみの日だから出しましようとしただ週刊誌などに広告を掲載されても、それを見た人が、ああなるほど二十三日はふみの日か、じや手紙出さなきやという、そういう認識に結びつくまでには、残念なことにかなり隔たりが感じられるんですけれどもね。

ですから、たぶみの日だからやんないといふようなそつうことではなくて、例えば文部省との話し合いもあるでしようけれども、全国のお子さんに二十三日はふみの日だから、國のおばあちゃんに手紙を書くようにしましようとか、あるいは転校する以前の友達との交信をしてみようとかいうふうに、学校単位で手紙のやりとりを進め

まして、それで児童の郵便物に限つて多少料金の値引きをするとかですね。そこにダイレクトメールが入つてきちやうというようなことは困るんですよね。

私実はここで告白するのもなんですが、けれども、悪筆が何より一番の原因ですけれども、いまだに筆不精でだめですね。でも、これもある種習慣だと思ふんですね。大した用事もないのにお前はよくまめに手紙を書くねという人がいまして、それが、いや私は書くのが楽しみだし、向こうから来た返事をとつてあって、長年ためておいて後で読んでみるとその人の交流や何かがしのべで、とても心温まる思い出が残るんですね。そればばらしい。

だから、できれば子供さんのうちに手紙の書き方、やりとりのあり方、そういうものをなれさせること、将来のお客さんになるかもしれないということをおっしゃる方があって、うらやましいとおもいますね。それはそれなりにいい習慣で、定着すればばらしい。

うふうな形で取り組んだらいいのか、現在「郵便友の会」のような組織があるのですが、ああいう組織を使ってやつたらいいのか、また手紙文化の普及というふうなこととも関連いたしますので、児童といいますか、そういうものに対する郵便利用の勧奨の方法等につきまして私どもいろいろと今検討している段階でございますが、今のところ何か取り組んでみたいということで、担当のところで、まだ私のところまで上がつてきていません。しかし具体的にいろいろと研究しているという報告は来ているところでございます。

○國務大臣(佐藤文生君) 簡単に。  
青森県の郵便局長から郵政省の官房長のところに数ヵ月前にはがきが来ました、この前お話ししました柔道の選手にラブレターを書いたお嬢さんあてに出して、あなたは郵政省としては表彰に値しますと、そして寝わざに文わざがついに勝つて結婚おめでとうと。これは青森県の郵便局長が郵政省の官房長のところにこういうはがきを出しましたというぐあいに、第一線の職員は我々の想像以上にどうしてはがきをふやさうかという努力をしているという実態。

それから、今先生の言われたようなこともやはり今度考えていきたいと思う一つの原因に、私の秘書に電話魔がおりまして、何回言つてももう話しがりますが、テーブルの前に腰かけると電話をかけなければならぬという、電気通信時代の子供でしようか青年でしようか、もう絶対に話し中でござります。そして絶対に足を運んで日常活動しないでござります。いやもう率直に。それで、私

大臣、まずいろいろ事務的に詰めなきならない問題もあるでしようから、検討しなきならぬ事務上の課題は別にして、私の言うところの気持ちの上で、どういう御感想をお持ちになるか、その辺をお聞かせいただきたいと思うんです。

○政府委員(高橋幸男君) 底辺を広げる、いわば将来的郵便の利用者を増大させるための施策、こういう問題につきましては、実はいろいろな方面から積極的に取り組むべきであるという御意見をちょうだいしております。

ただ、今御指摘のような具体的な案までというのは数少のうございますが、やはり私どもどうい

うふうな形で取り組んだらいいのか、現在「郵便友の会」のような組織があるのですが、ああいう組織を使ってやつたらいいのか、また手紙文化の普及というふうなこととも関連いたしますので、児童といいますか、そういうものに対する郵便利用の勧奨の方法等につきまして私どもいろいろと今検討している段階でございますが、今のところ何か取り組んでみたいということで、担当のところで、まだ私のところまで上がつてきていません。しかし具体的にいろいろと研究しているという報告は来ているところでございます。

○國務大臣(佐藤文生君) 簡単に。  
青森県の郵便局長から郵政省の官房長のところに数ヵ月前にはがきが来ました、この前お話ししました柔道の選手にラブレターを書いたお嬢さんあてに出して、あなたは郵政省としては表彰に値しますと、そして寝わざに文わざがついに勝つて結婚おめでとうと。これは青森県の郵便局長が郵政省の官房長のところにこういうはがきを出しましたというぐあいに、第一線の職員は我々の想像以上にどうしてはがきをふやさうかという努力をしておりました。こう思つております。

○青島幸男君 ふみの日だと言つてただPRしていともなかなか結びつかないけれども、多少とも割引があるとかという実益があれば、そういうことに踏み切つたぞということがまた雑誌その他で御期待に沿うように、ひとつ一步でも前進するようになりたいと、こう思つております。

それから、私の友人で実は今相当画廊なんかから注目されている、版画をやる人間がいるんですけど、この男は子供のころから毎年父親と一緒に芋版で毎年それぞれのえとを彫るのが楽しみで、えとを彫って年賀はがきをつくっていた。その毎年子供のころ彫った芋版の印象が、きっとそのままの子は才能があつたのだと思いますね。父親もおまえの芋版をおれに使わしてくれというようなことになつて、この子は晴れがましいと思つたんでしょう。それから毎年、芋版がリノリウム版になり板になり、今では版画の世界でやがては注目されるというような才能に育ちつつあるということもありますから、そういう情操教育の上とか芸術的なものを開花させるというようなところにまで結びつけば、それは大変に理想のことだと思いますし、それがまた郵政の事業を保証し信頼をつなげるということにつながつていくような気がしますので、精いっぱい努力をなすつてくれるとありがたい。

私は提案しますと、大抵五年目ぐらいに通るんですけどね。ですから、次に選舉に出てどうなるかわかりませんが、無事当選の暁に五年後を見定めたいと思いますが、どうぞひとつせいぜい頑張つていただきたいと思います。

質問終わります。

○委員長(大森昭君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

郵便法等の一部を改正する法律案に賛成の方の

挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君) 次に、放送法第三十七条规定に基づき、承認を求める件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。佐藤郵政大臣。

○國務大臣(佐藤文生君) ただいま議題となりました日本放送協会昭和六十一年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定に基づきまして、郵政大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について概略を申し上げます。事業収支におきましては、事業収入は前年度に比べ三十三億六千万円増の三千四百十四億五千万円、事業支出は前年度に比べ百二十九億六千万円増の三千四百十四億五千万円となつております。収支の均衡を保つております。

また、衛星放送等のニューメディアの実用化のための施設の整備、老朽化した放送機器の更新整備等のために建設費として四百九十九億円を計上し、資本支出は六百三十二億四千万円となつております。

資本収入は、債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和五十九年度及び昭和六十年度からの繰越金百八十三億二千万円のうち九十九億二千万円を受け入れ、これにより収支の均衡を保っております。

なお、この繰越金のうち残り八十四億円につきましては、翌年度以降に收支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることとしております。

次に、事業計画につきましては、その主なもの

は、あまねく全国において受信できるよう、テレビジョン放送においては衛星放送の継続に必要な

設備の整備を取り進め、ラジオ放送においては中波放送局及びFM放送局の建設を行うこと、視聴者

の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな

放送番組を提供すること、受信料負担の公平を

期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信

契約の増加と受信料の確実な収納に努めること等

となつておりますが、これらの実施に当たつては

極力業務の合理的、効率的運営を推進することと

しております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に關する計画を立てたものであります。

郵政大臣といたしましては、これらの収支予算

等について慎重に検討いたしました結果、これを

おおむね適切であると認め、お手元に配布されておりますとおりの意見を付すこととしたいたした次第であります。

以上のとおりであります。何とぞよろしく御審議の上、御承認のほどお願ひいたします。

○委員長(大森昭君) 次に、日本放送協会から説明を聽取いたします。川原日本放送協会会長。

○参考人(川原正人君) ただいま議題となつてお

ります日本放送協会の昭和六十一年度収支予算、

事業計画及び資金計画につきまして御説明申上

最終年度として、諸計画の達成を目指すとともに、極めて厳しい財政状況にあることを認識しつつ、将来的の経営の展開に備えることいたしております。

このため、収入の確保を図るとともに、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて放送の全国普及とす

べた放送の実施に努め、公共放送としての役割

を果たしてまいります。

次に、昭和六十一年度の主な事業計画について御説明申上げます。

まず、建設計画につきましては、衛星放送の継

続に必要な設備を取り進めるとともに、テ

レビジョンの文字多重放送及び音声多重放送につ

いて、全国ネットワークを完成するために必要な

設備の整備を行ふこといたしております。

また、国際放送の受信改善のための設備の整備、

放送番組充実のための機器の整備等を進めるほ

か、老朽の著しい放送設備の取り替えを実施する

ことといたしております。

次に、事業運営計画について申し上げます。

まず、国内放送においては、ニュース、報道

番組の充実、特別企画番組の積極的編成及び地域

放送の充実など、公共放送の使命に従事し、公正な

報道と豊かな放送番組の提供に努めることとい

ておられます。

また、衛星放送については普及の促進に努め、

文字多重放送、音声多重放送について放送地域を

全国に拡充するほか、音声多重放送については放送時間の拡充を行ふこととしております。

国際放送におきましては、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を

編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新送信設備による放送を

開始するなど受信の改善に努めることといたして

おります。

契約収納業務につきましては、受信料負担の公

平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るこ

ともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に

努めることといたしております。

広報活動につきましては、協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴状況等の調査を行い、また、技術面においては、ニューメディアの開発研究等放送技術の向上に寄与する研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般にも公開することいたしております。

以上の事業計画の実施に当たりましては、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進することとし、要員について年度内二百人の減員を行つております。

以上の事業計画の実施に当たりましては、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進することとし、要員について年度内二百人の減員を行つております。

申上げますと、事業収支においては収入総額三千四百十四億五千万円を計上し、このうち受信料収入については三千三百四億八千万円を予定しております。これは有料契約総数において四十三万件の増加を見込んだものであります。

また、副次収入など受信料以外の収入につきましても、極力増加を図ることといたしております。

これに対しまして、支出は、極力圧縮に努め、国内放送費などの事業運営費、減価償却費、支払利息など、支出総額を三千四百十四億五千万円にとどめ、事業収支におきまして収支の均衡を図っております。

また、本年度の債務償還のための必要額九十九億二千万円につきましては、昭和五十九年度及び昭和六十年度からの繰越金百八十三億二千万円の一部をもつて充て、残余の八十四億円につきましては、翌年度以降の財政安定のための財源として、

その使用を繰り延べることといたしております。

次に、資本収支につきまして、支出には、建設費四百九十九億円、協会業務に関連する事業を行ふ法

人への出資に二億円、放送債券の償還等に百四十億四千万円、総額六百三十二億四千万円を計上し、収入には、これらに必要な財源として、前期繰越金、減価償却資金、放送債券及び借入金など合わせて総額六百三十二億四千万円を計上いたしております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものでござります。

以上、日本放送協会の昭和六十一年度収支予算、事業計画等につきまして、そのあらましを申し述べましたが、今後の事業運営に当たりましては、協会の事業が視聴者の負担する受信料を基盤としていることを深く認識して、引き締まった効率的経営を目指すとともに、すぐれた放送を実施して、協会に課せられた責務の遂行に努める所存でござります。

委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いいたし、あわせて何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大森昭君) 以上で説明の聽取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。午後二時五十二分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
(予備審査のための付託は三月四日)

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件